



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	客観的可能性という概念とその若干の応用について (その1)
Author(s)	クリース, ヨハネス・フォン; Kries, Johannes von; 山田, 吉二郎//訳 他
Description	解題: マックス・ウェーバーとフォン・クリース : 方法論の時代 / 山田吉二郎 (p.174-188)
Citation	メディア・コミュニケーション研究, 59, 137-189
Issue Date	2010-11-15
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/44402
Type	departmental bulletin paper
File Information	MSC59_006.pdf



客観的可能性という概念とその若干の応用について (その1)

ヨハネス・フォン・クリース 著
山田吉二郎・江口 豊 訳

最近出版された「確率論の原理」¹という本において、私はいくつかの結論を得たが、それらは、この学問および、たいていはそこで扱われる現象領域にとって重要であるのみならず、普遍的な論理的意味をもつと私には思われる。そういうわけで私はすでに、多くの問題にとって、それらの概念および考え方の援用からある確実な利益が得られるであろうこと、そのためには確率論の研究が必要であるという確信を何度か述べる機会があった。以下の論述において、この種のいくつかの事例を検討するつもりである。私がここで、前著で述べられた理論の総体に依拠する必要はなく、そのほんの一部を応用すればいいということは、このような試みにとって好都合である。ここで問題となる部分は簡潔に説明することができるし、この論文が前著とは独立しても読めるように、ここでそういう説明をあらかじめ行おうと思う。

I 客観的可能性という概念について

1. 確率と可能性

確率および可能性という概念に関わる研究にとって、次の命題は最も重要な根拠とみなさなければならない。すなわち、現実に生じるすべてのできごとは、あらかじめ存在する諸関係の全体をとおして、必然的にもたらされる。

この命題そのものの論理的性質を考察することはここでは不要である。我々はそれを公理または何かそのようなものとみなしてよいわけで、それは、何はともあれ、以下に述べるすべてのことにとって、これ以上議論する必要のない基礎となるだろう。この命題を前提にすると、ただちに、すべての確率には主観的性質があることが分かる。例えば、サイコロを投げるとき、10回投げるうちに、少なくとも1回は6が出るというある確かな確率がある、と我々は言う。その際注意すべきことは、このできごとが現実として生じるか生じないかは、すべての実在的条件の全体によって、すでにあらかじめ、何から何まで決定されている、ということである。そのできごとの確率について語るということは、それが起こるか起こらないか、我々が知らな

1 「確率論の原理——論理学的研究」、フライブルク、1886年。

いということに、もっぱらもとづいている。すなわち、この意味で、すべての確率は主観的である。

まったく同じことが、可能性という概念についても妥当するように最初は思われる。我々があてできごとが可能だというのは、多くの場合、それが生じるのか生じないのか、我々には確信が持てないということを意味するにすぎない。しかし、ある特定のできごとについて、その実現がその非実現と同様に客観的に可能であると主張したり、すでに現実が生じているできごとについて、それが起こらないことも客観的に可能であつたろうと言うことは許されないし、馬鹿げているように見えるだろう。しかし、この見解の根底には、あるまったく特別な考え方が潜んでいる。つねにある特定のものだけが——いろいろなものが、ではなく——客観的に可能だつたと主張するとき、我々がいつでも考えていることは、現実存在した、余すところなく厳密に特定された諸条件が、同様に余すところなく厳密に特定された帰結を必然的にもたらすはずだということである。従って、余すところなく厳密に特定された条件というこの前提の下では、客観的可能性という概念が適用されることは考えられない。それとは逆に、我々がある帰結を、何らかの、普遍的・一般的に提示された諸条件に関連づけた途端に、この概念は、ただちにある意味を獲得する。ある状況の下であるできごとが起こるかもしれないし起こらないかもしれないということ、両方とも客観的に可能であるということ、それは、そこにおいて条件となる諸状況の意味づけが、普遍的で曖昧な、いくつかのさまざまな行動様式を含むものである場合、十全な根拠のある明瞭な意味をもつ主張である。その特定のそういう普遍性は、そのできごとにとって重要なすべての状況の一部だけが特定されていて、別の部分はまったく特定されないままにされているということによって与えられることが多い（ただし、決してそれだけではないが）。さらに、状況の提示は、それがまさしく部分的であることによって、普遍的なものであり、それは、特定されないままになっている諸点に関して成立し得る行動様式の全体を含んでいる。——だから、サイコロを投げて10回続けて6が出ることを客観的に可能だと言うとき、条件となる状況（ここでは、10回続けて投げられたことがまったく普遍的に述べられているだけ）のうちに、そうした結果の出現が法則的必然性をもって排除されるようなことは何も含まれていない、ということを入は強調したいわけである。

ゆえに、あるできごとの出現が、厳密には特定されていないある状況において、客観的に可能だと呼ばれるのは、事実上妥当する生起の法則に従ってそのできごとを実現させるだろうと思われる、これら状況の特定も考えられる場合である。——かつて私が提案したように、生起の法則的連関に関わる判断内容をノモス論的と呼ぶとすると、客観的可能性に関する命題にはつねにノモス論的内容の知識が表現されているということが出来る²。

2 実在的必然性へのこの関係づけに対応して、ここで詳しく述べた可能性は実在的可能性と呼ぶのが適切である。「実在的可能性とは自然法則と矛盾しないことである」（リーブマン「思考と事実」、p. 4）。ここで私が

客観的可能性に関する命題のこの意味は、（確率という語が厳密な意味で使われる限り）可能性に関する命題と確率に関する命題とを鋭く区別する。なぜならば、確率命題の内容は、純粋に歴史的なものであるか（誰かが何かをある一定の確率をもって期待した、または期待しているというように）、または論理的なものか（ある一定の知的前提の下において、論理的法則に従って、程度の差はあっても何か期待されていい）のどちらかでしかあり得ないから。だから、確率と可能性の間に精密な結びつきがあるというのは、すぐに論じられるように、きわめて特殊な場合にすぎない。

2. 客観的可能性の量。「あそび」の概念

客観的可能性という概念は、もう一つの特異性が付加されることによってはじめて、現実を持っている意味を獲得する。そもそも通常用語例は、可能性を段階に区分けできるものとして扱っている。すなわち、我々はあるものを「可能性がきわめて大きい」とみなす一方で、また別の可能性は小さいなどと言う。確率論もこの観念を使っている。それが仮定していることは、ある普遍的諸条件がある結果をもたらす可能性は、まさしく数値で表すことができるということ、また、この数値は、個別事例の大数（ここにおいて普遍的諸条件が実現しているわけだが）の場合、その結果の相対的頻度のうちに現われること、この二つである。ある結果 x が、ある普遍的諸条件に適合するすべてのケースの、つねにおよそ3分の1で生じるとき、確率理論は、それらの条件がその結果の3分の1の可能性を表すと結論する。いかなる前提の下にこの推測が正しいものとなるか、また、それらの本来の意味はどのようなものなのかは、やがて明らかになる。すなわち、任意の条件の普遍性は、個々の行動様式の数の多少に関連して、不定性つまり「あそび」が残るという点にある。従って、全般的に言って、条件のこのような普遍的提示は、さまざまな行動のための一定の「あそび」を含むことになる。人は、一方ではある結果の出現を、他方ではその結果の非出現をもたらすであろう形態を思い浮かべるとすれば、要するに、その「あそび」全体が、こうして2つの部分に分けられる。場合によっては、これらの部分は、その大きさを相互に対比することが可能で³、そうなると、結果の・普遍的諸条件への関係づけは、実際のところ結果の実現が「あそび」全体のより大きな部分に対応するか、より小さい部分に対応するかに応じて、段階をつけられるものとして、しかも、数量的に提示

行った可能性に関する叙述は、自然法則が条件と結果の法則的結合を意味するという、従って一定の条件の下である結果の出現が可能と呼べること、先行条件と帰結によって特徴づけられる生起が可能と呼べることを前提にしている。この見解が遺漏のないものであるかどうかはここでは保留しても問題はない。この見解を拡張することは、この論考の目的にとって必要なものではないし、自然法則の論理形式に関する徹底的な研究なしにできることではあるまいから。

3 いかなる特殊な条件によって、この数値による比較が可能となるのかは、ここで扱うわけには行かない。この点および、厳密に言えば、ここで言及されるべき他のいくつかの問題についても、「確率論の原理」の対応する章を参照してほしい。

できるものとして、発現する。

さらに、ある普遍的諸条件が、個別事例の大数で実現されているとき、ある結果が現れたり現れなかったりする相対的頻度は、その出現と非出現を生じさせている「あそび」の量的比率と、事実上つねに概ね一致することが明らかになる。大量現象が、いわゆる大数の法則に従って頻繁に明示する、あの周知の規則性に対して、客観的可能性は数値化可能だという考えが、ある一定の了解を認めることになる、そしておそらくこの点に、その最も重要な普遍的重要性があるのかもしれない。

従って、ある普遍的諸条件がある結果に対して示す可能性の量について、きわめて厳密に語るができるということになる。そういうものとして与えられた数値は、我々が「あそび」という概念をとおして理論的にも、また、平均的頻度と関連させて経験的にも、定義することができる一つの意味をもつ⁴。

この、並外れて重要な事実の認識がこれまで（いくつかの例外を除いて）妨げられてきたのは、一般に客観的可能性という概念が、そもそもそういうものを打ち立てるとしても、ふつう諸条件を部分的に特定することばかりを考えてきたという事情にもよる。そのためさらに、ある結果のための条件が示す可能性は、たいていの場合、そこにさらになんらかの状況が加わった場合にその結果が実現されると、もっぱらそのように説明されてきた。客観的可能性の大きさの決定を理解するためには、結果の実現が、ある普遍的なものの特異な形態と結びついていることを強く認識しなければならない。例えば、サイコロ投げという条件が1の出る6分の1の可能性を含んでいるのは、そのサイコロ投げがさまざまな外的状況の下で行われ得るからではなく、サイコロ投げという曖昧に述べられた一条件自体がきわめてさまざまな形態を形成し得るものだからであり、また、1の目を結果として生じる形態は、「あそび」全体の6分の1を形成しているからである。——さらに、諸条件の部分的特定が存在するところでは、あれやこれやの特定状況の付加は、より大きな普遍性の内部における一つの特異事例となる。ここでも、特定の「あそび」の比率があり得るということは、この普遍性が、付加される諸状況の体系的変異によってもたらされるであろうすべての事例を予め含んでいると考えれば、はっきりするだろう。ある部分的条件がある結果に対する2分の1の可能性を表すという言い方がされる場合、それは、それ以外のさらに付け加わってくる諸条件の形態のうちで、それらを合わせて、その結果を生じさせるものは、その結果を生じさせないものと同じくらい数多くまた同じよう

4 ある結果をもたらすある条件を意味する可能性の量というとき、ふつうは、その結果を生じさせる「あそび」の、「あそび」全体に対する比率を結果として呈示することになる。この場合、数値は0と1の間にある。数値0は、普遍的条件のいかなる形態であれ、その結果は生じない、つまり、その形態によっては除外されるということを意味するだろうし、反対に、数値1は、その結果を引き起こす「あそび」が「あそび」全体に等しく、普遍的条件のあらゆる形態がその結果を実現するので、ゆえにそれと必然的に結びついていることを示している。

に広範なものであるということを意味する。

3. 絶対的偶然。本来の可能性と確率。普遍妥当的確率。

さて、それでは次に、客観的可能性という概念が、確率という概念同様に、ある特殊な意味を獲得する、一定の関係について語ろうと思う。それについて解説するには、いわゆる偶然ゲーム（サイコロゲーム、ルーレット、コイン投げなど）のようなその典型的な例に引き当てて述べるのが一番である。（他の多くの事例も同じくらい示すものの）これらのゲームがきわめて完璧に示す特性は、その結果がきわめてさまざまな状況に左右されるということにあり、また、それにもかかわらず、ほんの小さな変異によっても、その結果は修正されるので、結果を予測するのに十分厳密だと考えられるような諸条件を知ることが我々にはまったく不可能だ、ということである。同様に、ある特定の結果が生じたとき、その原因を本当に厳密にはつきとめられないということが、あとから分かる。確かに、我々は、その状況にはそういう結果が必然的に起こるような性質が何かあったと言うことはできるが、しかし、それがどのような性質のものであったかは、我々は決して言うことができない。だから、我々は（事前であろうと事後であろうと）ある特定の結果が必然的にそれらの条件に結びついているように見えるという、そういう条件を正確に知ることにはならない。我々はせいぜいのところ、それらの条件は（我々の知るかぎりにおいて）、ある結果のための、程度の差はあれ、ある一定程度の可能性を構成するという洞察以上には進めないのがつねである。

これにさらに、これらの可能性は、あるきわめて単純な事情（サイコロの性質、ルーレットの柁の幅）によってもっぱら特定されること、そしてそれに応じて、多種多様な状況が、それらがどのようなやり方であれ変異可能と思われた瞬間、つねにしっかりと特定された同じ数値をそれらの可能性について示す、という点加わる。これらの根拠から、我々は、例えば、規則的なサイコロ投げにおいて、どのような特殊な事情のもとで投げられるのかに何らかの配慮をしない限り、6とおりの目が出る可能性は、互いに等しいと主張できる。

さて、これらの特性のうちに、それらを考慮しなければ不可解で不条理だと思わざるを得ないような複数の表現様式と観念様式に対する説明がある。

そういう意味で、この種のできごとは偶然に左右されると、最初に言われる。例えば、サイコロ投げである数が出るかそれとも別の数が出るかは、偶然の問題だ、と。もし偶然という概念によって、法則的必然性がほとんどつねに否定されることになるかすると、できごとは、つねに何かしらの状況との関係においてのみ偶然的と呼べるように最初は思われる。それは、できごとが、それら諸状況と必然的および規則的に結びついているものとして考えることはできない（相対的偶然）、ということであろう。しかし、例えば、サイコロゲームの結果がまったく絶対的な意味で偶然的だと言うのなら、それは、それらを引き起こしている状況の全体に関して言えば、その結果も明らかに必然的であるということと矛盾するように思われる。実際、こ

の言い方はおそらく、当該のできごとはいかなる種類の法則的必然性にも支配されていないだろうという誤った観念にもともと由来しているのかもしれない。この思い違いを除去して初めて、人は、絶対的または完全に偶然的なものは何もないとすることができるだろう。しかしながら、偶然という言葉は、まさにサイコロ投げおよび類似のゲームにふさわしい特性を表すものとして、その最も単純で本来的な意味におけるよりも、はるかに頻繁に、そして一般的に、とうの昔から用いられている。こうして、あえて言えば、それは、一つの歪んだ意味を獲得し、いま現在、その意味で、あるできごとの成就のうちにある重要な様相を表示するために使われている。我々が絶対的または完全に偶然的と呼ぶできごとは、その実現に対して、おそらくある可能性が普遍的に与えられているのだろうが、しかし、その出現または非出現は、個別事例において我々の知識の及ばないふるまいの特殊性に左右される。

偶然という言葉とほぼ似たような感じで、これらの領域における確率と可能性も特殊な意味を獲得する。先に、確率の主観的性質について述べたことからして、普遍的に言って、あるできごとの確率をある特定された数値のように語ることは、絶対にできないということは理解できる。むしろ、誰の期待が表明されているのか、その確率がいかなる知的状態に対応するものなのかについての特定がつねに必要である。あるできごとが私にとってきわめて蓋然的であっても、その条件についてより多く知る他者には蓋然的ではないことがあり得る。しかし、偶然の領域においては、我々が普遍的に妥当すると呼んでもいいような蓋然性のみがあり得るが、それらは、我々が到達できる洞察と知識からはみ出たところに対応しているからである。我々がこれ以上何も補足説明を加えることなく、サイコロ投げで6とおりの可能な結果の各々が等しい確率をもっていると主張するとき、このような普遍的に妥当する確率を意図している。こういう状況において、あるできごとにとって成立する（または成立した）確率という概念が、それ以上の説明のないままで、何かまったく特定のことを意味するのは注目に値することである。しかし、これが当てはまるのはこの特殊な領域のみであって、到底普遍的に言えることではない。

同様に、可能性という概念のありふれた用法も、ここで考察されている特殊な諸状況において許容される本来の用法であることが分かってくる。我々はしばしば、実際に生じたあるできごとについて、それは生じないこともあり得たと言う。なんらかの過程がたやすく違った経過をたどることもあり得たという発言も見受けられることが多い。一見ばかげたものに見えるこの発言は、詳しく調べると必ずしも意味のないものではないことが分かる。相変わらずここでも、さまざまな経過様式が可能だという主張は、一般的に提示され、普遍化された諸条件を前提としている。具体的事例の諸状況は、事実上、しかも一つのきわめて明確な原理に則って、一般化されていると考えられる。我々の解釈と観察の条件にとってもはや識別されない事例の全体が総括され、ふるまいのうち、我々の洞察からみごとにこぼれるような非常に細やかな特殊性は捨象される、ということである。

我々は、たびたび我々の関心を引いた具体的構成要件のこのような一般化を識別可能性にもとづく一般化と呼びたい。我々は、これによって、一つの個別事例の正確に特定された諸状況から、一つの、普遍的に提示された条件を作り上げる。たいていの場合、まさにそういう諸条件がある結果のどの程度の可能性を意味するものなのかは重要であり、また表示できる。

いま検討している二つの概念の意義を十全に評価するためには、あとはただこれらの領域では同じ数値が、あるできごとの普遍妥当的な確率と可能性を呈示するという点を付け加えるだけでよい。実際、ある確率は、それがノモス論的知識の不足にもとづくのではないときに（なぜなら、そういう不足はつねに進展する経験によって取り除かれ得るから）、普遍妥当的である。普遍妥当的な確率は、個別事例の、個別的な、または、先に私が名づけたように、存在論的な 状況の不正確な知識によってもっぱら決まるわけで、それは、我々がすでにこれまで何度も観察してきたかもしれないのに、個々の新しい事例が出現するたびに、まったく同じように現れる無知にもとづいている。

普遍妥当的な確率は、このように、我々が個別事例における諸条件の態様を正確には知り得ないし、それどころか、諸条件は普遍的な表示によってのみ提示することができるということ、しかし、他方で、我々は、この枠組みの内部において、その形態の「あそび」（それが、なんらかの結果の実現をもたらすのだが）がどのような大きさの割合であるのか、は確実に知っているということの特徴とする。

この知的前提の下で、我々がある結果を期待すべき確率は、その結果を生じさせる「あそび」と生じさせない「あそび」の大きさの割合によって、きわめて単純・直接的に決定される。ある結果は、それをもたらす「あそび」が大きければ大きいだけ一層蓋然的である。ここで一つの非常に単純な論理的原理が働く。それは、二つの推定は、もしそれらが等しい「あそび」を抱えているときに、等しく蓋然的であるというような形で表現することができる。これは、私が「あそび」の原理と呼んで、詳細に研究してきた命題である⁵。ここでその原理に従えば、ある結果の確率は測定可能なものと思われる。しかも、それは、ある「あそび」の何分の1がその結果の実現をもたらしたかを表示する分数によって測定される。この同じ数値が、同時に、その結果にとっての、普遍的に提示された諸条件を表す客観的可能性を表示するものであることはもうお分かりだろう。このことから、この領域において次のように言うことは許される、すなわち、ある結果の（普遍妥当的な）確率は、その（客観的）可能性と同じ大きさであり、同じ数値が確率と可能性を表示する、と。

もし我々がある結果を他の結果よりも多く期待すべき動機がまったくない場合に、その二つの結果は等しい確率をもつという意味で、この数値の割合を確率値とみなすならば、この数値

5 この命題のより正確な定式化に関しては、「原理」pp. 24-36、その論理的意味に関しては、同書、p. 157以降を参照のこと。

割合の意味を過小評価することになる。この数値の割合ははるかに重要な客観的意味をもって、なぜならば、それは、それら二つの結果が条件となる状況が等しい範囲をもつ形態をとおして生じること、そして、それらは客観的に等しく可能であることを言明するものだから。私たちもまた、この二つの結果が大数の事例の場合に事実上いつもほぼ等しい頻度で生じるということを理解しようと思うのであれば、この点を前提にしなければならない。

4. 客観的可能性という概念のその他の応用について

いま観察された領域では、可能性という概念は至って単純に使われているのに対して、我々が他の対象を扱うや否や、その応用はより大きな注意と細心さを必要とするようになる。なんらかの普遍的諸条件の提示は、すでに見たように、具体的構成要件に関連させてできるのであり、そして、この提示方法は、具体的な事情が、いま考察されたやり方で、識別可能性にもとづいて、普遍化されていると考えられる場合は、まったく明解で十分なものである。しかし、しばしば、異なる経過をたどったかもしれないという主張（例えば、事故は防げたのでは、とか）が、また別の意味でもなされる。すなわち、そうした主張は、具体的事例をもたらした諸条件の中のある一部が、我々にとって特別な重要性を持つことにもとづくからで、我々はこの言明によって、この事例それ自体が当該の結果の必然性を含むものではないことを強調したいわけである。ゆえに、ここでは、暗黙のうちになされた任意の抽象が、その編成全体の基礎になっている。この種の最もありふれた、最も周知の事例は、誰かが何かをするかもしれない、または何かを知っているかもしれない、と我々が言う事例である。この場合、行為を特定する意志の、および、思考の流れを特定する注意と思慮の、具体的に現われたふるまいは度外視されている。その結果として、ある特定の行為とそこに存在する諸条件の一部、例えば、物理的な力関係またはその他の力関係は互いに排除しないという主張が、また同様に、一つの洞察とある知的諸条件も互いに排除しないという主張が生じる。とはいえ、具体的な可能性に関しては、それほど単純に解釈できない別の言明も珍しくない。日常生活の観察のみならず、特に、歴史的事象の観察にも、そういう言明を目にする。それらは、すぐに分かるように、必ずしも無邪気なものではない。人は、特定の意味をもたない設問や主張に埋没する危険を冒したくないのであれば、具体的事例の諸条件が、普遍的であれ、特定のやり方であれ、いかなる点に関して変えられていると考えられるかを完全に説明できるように、つねに努めなければならない。

ここでさらに言及しなければならないのは、状況が特殊なときにだけ、一つの結果に対する普遍的条件が数値で表示できる可能性を表すという点である。それがここで問題となる事情は、すでに述べたように、ここで詳しく考察するにはあまりに錯綜している。取りあえずの手引きとしては、おそらく、それでも次のようなことで十分だろう。ある普遍的条件が一つの結果に対する特定の大きさの可能性を表すということを我々が推測できるのは、その普遍的条件が実現しているようなその種の事例の大数において、その結果がつねに、ほぼ特定の相対的頻度に

において出現することが確実とみなされる場合である。統計学を一瞥すれば、どれほど広範にこのことが当てはまるかが分かる。しかし、大量の現象について観察される恒常的平均結果にもとづく客観的可能性の特定こそ、特別の注意を必要とする。例えば、ある人間が肺炎に罹るような普遍的条件がそのまま死に至る過程の特定の可能性をほぼ示すと信じるかもしれない。しかし、それは大きな誤りであろう。むしろ、その病気が示すほぼ一定の平均死亡率は、より精密な思考とより完全な経験が教えてくれるように、ある種の普遍的事情（生活様式、平均的健康状態、食料事情等々）の定数と近似したものにもつばら起因するわけで、それらの変化とともに、著しく変化するであろう。こういうわけで、先に述べた普遍的条件がある特定の可能性を示すのは、あくまで他の諸特定——そこにおいて、その普遍的態様は、事実上現存するものとして、仮定されている——を暗黙のうちに前提しているからである。だから、普遍的諸条件（それらはある結果に対してある特定の可能性を示す、と我々は推測するが）がそういう働きをなすのは、はっきりと指摘されていないいくつかの特定が暗黙のうちにプラスアルファとして考慮されているかぎりにおいてであることに注意しなければならない。

事実上、社会的現象のほとんどすべてが、いま述べたような一種の規則性を示すこと、すなわち、それらは、著しく広い範囲で、ほぼ同じ特定の相対的頻度をもって一定の経過を提示するようないくつかの系列の同種の事例になっているということが今ではよく知られている。我々はそれに応じて、現状の諸関係の下で、例えば、一人の人間が肺炎にかかる普遍的条件が、最終的に死に至るある種の可能性になると推定できる。同様に、誰かがいまある一定の年齢であるという普遍的条件は、1年以内に死ぬなどのある一定の可能性を表すことも推定できる。これらの観念は、一方では、膨大な量の現象のうちに実際に現れる規則性に対してある一定の理解を我々に与えるのにふさわしいものであるが、しかし、その上に、それら規則は、我々がいかなる個別事例に関しても作り上げる期待にとってもきわめて重要である。我々が個別事例の個々の事情について価値あるものを探究することができなければ、それだけ我々の期待にとって普遍的可能性の知識が決定的なものになる。人間生活の諸現象に関する我々の知識は、生起の法則的連関に関するかぎり、その圧倒的大部分が、そういう一般的な可能性のとり値が小さいか、大きいかの知識のうちにあると、我々はここから根拠をもって主張することができる。

しかし、ある事例があればこれの経過の頻度のうちに定数を示さないならば、我々は、実際の諸関係から、さまざまな経過様式に対する特定の可能性を表すと思われる普遍的条件を読み取ることではできない。これについても事例はたくさんある。ごく軽い負傷でも、敗血症その他のせいで死亡に至ることがあり得る。我々がその種の可能性の大きさを問題にすれば、統計学は我々に、それは、継続的に妥当することが判明するような特定の頻度の近似値も生じないということを教えてくれるだろう。そういう可能性の大きさを左右する諸関係は、一部はきわめて変動的で、実際に著しく変化するので、平均的頻度のある特定の値について差し当たりここで

はまったく問題にすることができない。このように、誰かがある一定の方法で負傷するという条件は、たしかに間違いなく敗血症と死亡のある一定の可能性を表しているが、しかし、この可能性はその大きさに則って数値によって表示することはできない。

にもかかわらず、可能性を特定の数値で表せるための前提は、たしかに厳密なものではないものの、近似的には実現されている場合に、大きさまたは程度の比較（その場合は言うまでもなく、大まかな差異を強調する以上にはならないが）は十分に可能だと言える。一例をあげると、医者你的生活様式は、例えば、農民の生活に比べて、伝染病に感染する可能性はより大きいと主張することができる。ここでの普遍的諸条件は、当該の可能性の数値的指示を許すようなものではない。統計学も、比較されている二つの事例において、関係は相当に流動的で多様であること、継続的に妥当するとみなされるようなある特定の頻度数値はどちらにも示されないということを教えてくれるにすぎないだろう。しかし、この揺れにもかかわらず、一つのきわめて明白な違いは強調できる。我々は当然ながらいかなる躊躇もなく、ある状況においては、あるものはきわめて頻繁に起きたり、または、めったに起きなかったりする、あるものは他のものよりきわめて頻繁に生じる、と主張できる。それは、たとい我々が、当該の値に対して、厳密に数値的な表示を与えることはできないことを知っているとしても、である。頻度の多寡にかかわるこの考え方が許容され確実であると思われるところではどこでも、それは、これと対応する客観的可能性の量的関係に原因を求めなければならないし、そこにその説明を見出すことになるだろう。

以上述べたことは、我々が、絶対的偶然および恒常的普遍的諸条件の領域からはみ出したところからすぐに、客観的可能性という概念がいかに慎重に使用されなければならないかを明確にするためには、十分であろうと私には思われる。人はどこでも、ある結果に対してどのくらいの可能性または確率があらかじめ存在していたかという問題を提起してよいなどと信じることに以上で間違ったことはあるまい。そして、一つの結果のための任意の普遍的条件が表す可能性は、つねにある特定の数値によって示すことが可能で、その数値の精密な調査を課題として設定できると仮定することも同様に許されないことであろう。

以下において、客観的可能性の理論は、二つの対象に対して応用される、すなわち、第一に、原因構成および原因連関の概念に対して、第二に、危険の概念に対して。両者とも、私が思うに、それらをここで扱うのが正当だとするに十分な一般的関心をもっている。この原因と危険の二つの概念は、周知のように、法学において特段に重要なものとなっている。だから、その分野に少しばかり逸脱することは避けられないだろうが、もっとも、範囲が広がりすぎないように、刑法に限定しておいた方がよい。

II 原因連関という概念について

1. 具体的および抽象的原因連関

原因、原因構成、因果連関等々という言葉が、日常生活の言葉において、哲学が教える「原因」という概念とは容易に一致しない用法で頻繁に用いられていることはよく知られている。完全に明解で厳密な意味で確実に原因と呼ぶことができるのは、ある結果を事実上引き起こす諸条件の複合全体のみであり、我々は、この複合が同じように現れるときはいつでも、同一の結果を必然的に引き起こすということ、原因と結果のこの結合は規則的で例外のないものであるということを自明のこととみなす。にもかかわらず、この見解があるからといって、ある特定の意味が、原因および原因連関という言葉の、一見それほど正確とは言えない他のいくつかの使い方の基礎となっているかと問うことは無駄にはならない。実際、そういう使い方は、通常生活においてつねに広範な役割を演じてきたばかりでなく、とりわけ法学も、上述した哲学的に厳密なものより以上のことや他のことができるような原因概念を探し求めてきた。

すべての因果関係（その最も広い意味において）の考え方には、明らかに、二種類ある。一方では、個別・具体的な事例に関係するもので、ある特定の、実際に生じたできごとがいかに生じたのかについてなにごとかを述べるもの、または、諸条件と諸結果の法則的連関に関する普遍的・抽象的な言明となるものである⁶。客観的可能性の理論は、いま展開したように、とりあえず抽象的な・原因連関にかかわる判断の内容に対してある一定の拡張を生み出すことは今や明らかである。我々は、ある一定の諸条件がある結果をつねに必然的に引き起こすと主張することもできるし、逆に、この種の連関は特殊事例にすぎないとすることもできる。はるかに大きい規模で、我々は、ある結果に対する、ある普遍的に指定された諸条件は、多少の違いはあってもある大きな可能性を表すという内容の命題を打ち立てることができる。これらの命題はまた、諸現象の法則的連関についてもなにごとかを教えてくれるし、因果関係にも関係するし、ノモス論的内容でもある。そういう一般的な原因連関の主張または否定が、個別の具体的な事例の判断にいかに関与しているかをこれから追求することは、特別興味深いことである。そして、とりわけこれに、我々は、取り組まなければならない。

2. 原因的契機概念

あるできごとが、条件的諸状況のある複合をとおして出現するとき、しばしば注意は、先行

6 たしかに、この抽象的な命題を因果法則と呼んだり、その命題によって主張される連関を原因連関と呼ぶことは、少なくとも普遍的な用語例には対応している。もちろん、それから逸れることは、具体的因果性を本質的に別なもの、すなわち、個別のものから及ぼされる作用として理解すべきだ、という意見の持ち主には望ましいことと思えるだろう。この見解が正しいかどうかを議論することはここでは不要である。抽象的な連関を呼ぶときに「原因連関」とよぶことを避けるとしても、以下の説明は依然として有効であろう。

状況の何らかの特殊性、ある個別の経過、ある特定の対象、その対象の特定の属性にも向けられ、そして、そもそも条件的状況の中の何らかの契機⁷がその結果に対して働いたのかどうか、働いたとすると、いかなる原因連関においてであるか、という疑問が生じる。

先ず我々は、この問題の意味をもう少し正確に定式化しようと思う。最も単純な事例の場合、それは、一見して、ある結果の出現において、あれこれの実在の事物が参与していたかどうか、いたとするならば、どのようなやり方かを、我々が知りたいと思っているのだとすぐに言われる。我々は、すべての事象が、存在するモノたちがある種法則的に互いに影響しあって実現するものと想定するので、ある特定の実在がいかなる効力を及ぼしたかを問うことができると思いがちである。しかし、より精密に考察してみると、一つの対象の効力にかかわるそういう命題は、実際は、その具体的なできごとに関して知られ観察され得ることについて何も述べてはいないが、その代わり、我々が理論的に持ち込んだものについてなにごとかを述べている、ということが分かる。そして、それがノモス論的な、ある法則性にかかわる知識であって、我々がここで個別事例にその知識を応用していることは簡単に気がつく。ある対象が具体的な事例において何かをもたらしたということを、我々は、事象自体で観察できない。逆に、我々にできることは、生起の法則のある一定の知識（それが我々に判断させるのであるが）にもとづいて、できごとの経過が、もしその対象がなければ、どのようになったであろうかを述べることのみである⁸。ゆえに、ある特定の対象の因果性に関する問いは、その現実の諸条件の複合においてその実在（ある特定の一部分）が欠けているのに、それ以外すべてがまったく同じにふるまったとしたら、どうなただろうかと問うことと同じことになる。

しかし、たいいていの場合、個別の契機の因果性は、それほど簡単に解釈することはできない。例えば、あるできごとが「某氏の過失によって」生じたのかが問題になっているとき、この問いが関わるのは、我々が諸条件の複合から単純に排除することができるある実在的对象ではなく、ある行動である。この問いの意味を単純な公式によって解くことはむずかしくない。つまりここでも、具体的な事例の事情がある一定の点に関して変更されたと想定されるべきであって、実際に存在した諸条件 X の代わりに、そこからある特定の修正によって生み出されるであろう諸条件 X' が想定されなければならない。ゆえに、ある条件複合の個別の「契機」は、他の

7 私はこの表現を、可能なかぎり普遍的なものとして選ぶ。すぐに明らかになるように、条件複合の部分について語るのは適当ではない。

8 こうして、作用という、根本において超越的な観念は、法則性という観念（それを基礎として、我々は、あるいまだ実現していない諸条件の下で何が生じるはずなのかを述べることができる）のうちに消失する。具体的因果性と抽象的因果性の区別は、ここでは日常生活の通常考え方にならってなされているため、そもそも深い根拠づけを欠いている。一つ異なるのは、一方の事例では（具体的因果性の場合）、ふつう厳密に規定された、具体的に存在する諸条件の中から変更によって生じたと推定されるものだけが考慮されることとなるが、これに対して、抽象的な考え方は、まったく任意に規定された諸条件と関係づけることができる。しかし、両者に共通しているのは、ある種の・実現されていない・想定されているだけの諸条件の必然的な結果についてなにごとかを主張するという点である。

特定のものとは対立するある特定の行動様式を意味する。過失の因果性を問題にするとき、我々は、実際に推移した経過を、過失の代わりに通常の思慮と注意があった場合に推移したであろう経過と比較しようとしている。——いま述べた普遍的定式化は、お分かりのように、最初に述べたケースをも含んでいる、すなわち、ある対象の因果性が問われ、諸条件の変更の本質はその対象がない点だとされるケースである。

その問いの内容は、ほとんどいつも、上述のやり方で修正された諸条件が、同じその結果を引き起こしたかどうか、それとも違っただろうか、ということである。我々がある結果に対する個別の契機の意味を問うとき、先ず第一に考慮するのは、明らかにこれである。その結果が、（いつものように、簡単に言えば）「それなしでは」、つまり、諸条件が関係する変異を示す場合には、生起することがないと主張できるとき、我々はその契機をその結果に対する因果的契機と呼ぼう。

しかしながら、それが言わんとすることは、まだ少し念入りに確認する必要がある。すなわち、我々はある契機のある結果に対する因果性を否定するのは、たとえその契機なしでも、実際に起こったのと正確に同一の方法でその結果が生じたときだけというわけではない。さらに言えば、我々は、ある契機の欠如が、その結果のただ副次的な修正を引き起こすだけであるときも、その結果に対するその契機のことを因果的とは呼ばないだろう。だから、我々の問題設定の対象は、十全で具体的な特定性のうちに事実上生じた結果（我々はそれをできごとの事実上の経過から、部分の単なる分離によって確定することができる）ではなく、我々はその部分から作り上げる普遍化された観念である。我々は、ある契機がある人の死にとって因果的であるかを問い、その契機がないときも、その当人は同じように死んだかどうかを知りたいと思う。しかし、彼が正確に同じ姿勢で、部屋の正確に同じ場所で死んだかどうかを知りたいとは思わないし、一言で言えば、死の過程が、それが実際に起こったのと正確に同じように、展開したかを知りたいとは思わない。そのような問題設定につきまとう不特定性については、すぐにより詳細に検討することになる。当面、我々は、具体的な構成要件からある結果のその程度に普遍化された観念を容易に取り出すことができると、またそれとともに、この変化した諸条件が生み出すものがこの結果を同じように示すかどうかという問いを提起していいと仮定しておこう。

普遍的な用語例は、遺憾ながら、ある結果と先行諸事象のある特殊性との連関をその全体のままに表示する表現を持っていない。逆に、それは、あるものは条件と呼び、他のものはその結果の一つの原因または唯一の原因と呼ぶことで、すぐにもより詳しく考察されなければならない区別をしている。この区別を維持することは、すぐに明らかになるように、科学的精密さのためにはならないことなので、ここでは、あるものがある結果の原因または条件と呼ばれるときは、この結果がその契機なしでは生じなかったということで、それ以外の意味に理解されてはならない、としなければならない。二つの表現を使い分けられることは、もし人がどち

らか一つだけに限定すると、通常の実現様式としばしば対立することになる以上、望ましいことである。

3. 適合的原因構成と偶然的原因構成

原因的契機に関する従来の研究は、可能性という概念をこれまでまったく使用してこなかった。しかし、我々は今や、さらに他の区別を解明するために、これを援用しなければならないであろう。

ある契機がある結果に対して因果的であったということが確認される場合には、何はともあれ、その契機とその結果の連関が、普遍化されるべき連関であるか、または、当該事例の特殊性にすぎないのか、その契機は、よく言われるように、そういう種類の結果をもたらすのに普遍的に適当であり、そうした傾向をもつものであるのか、または、単に偶然に、その結果の誘因となったものなのかが区別される。——一人の乗客を運ぶ御者が酔っ払って、または居眠りして、そのために道に迷い、それからその乗客が雷に打たれて死んだとすると、上で子細に規定した意味で、御者の居眠り（または酩酊）は乗客の死の原因となった、とすることができる。御者が決められたとおりに御していたなら、馬車は雷雨のときに別の場所にいたわけで、乗客は無事でいただろうということには疑問の余地がない。このような場合、いま考察されている原因的契機とその結果のあいだには普遍的連関は何もないととかく言いがちになる。たしかに、この特殊な事例において、最終的な結果の誘因はその契機であろうが、しかし、一般に、御者が目覚めているときでも、眠っているときと同様に、乗客は同じように雷に打たれて死ぬことがある。——ところが、例えば、上記の例をまた使うが、馬車がひっくり返って、乗客がその結果として負傷または死亡したときは、話はまったく違う。この場合、御者の居眠りと事故のあいだには、単に個別的なものだけではなく、普遍化され得るものとしての原因連関をも推定できる。たしかに、御者のその過失は必然的に馬車の転覆のような事故を引き起こすものではないが、しかし、十分普遍的に当てはまることで、そういうことを引き起こす傾向があり、その可能性または確率を高める、と主張されるであろう。——この考え方の、場合によってはきわめて重要な意味は、客観的可能性という概念を用いることによって、きわめてよく理解しやすいものとなる。この考え方の下で問題となるのは、つねに、ある個別の契機の一つの結果に対する原因的関係づけの一般的（抽象的）考察である。AがBの恒常的結果だという以外の因果的結合を知らず、継起の例外なき規則性を因果関係の唯一の方法として持ち出す因果理論は不毛であることがここで明らかになるだろう。なぜならば、結果は個別の原因的契機に対して、そのような関係にあるものではないことがそのつど示されるから。それに対して、ある一定の原因的契機がある結果の可能性を増大させること、この契機が存在する場合、その結果は、それがなくときよりもはるかに多様な状況において実現されることは、しばしば何の疑問もなく主張されている。この観察は確率理論にとってきわめてよく知られた観察であって、この理

論は、原因的連関の当該のあり方に対して、促進的状況という専門用語を作った。例えば、サイコロにおける重心の偏りが、ある目が出ることを促す等々と言われる。それは、ある行動がある結果を目指すとか、その結果を引き起こすにふさわしいとか、または、そういう傾向があるとかいう日常生活上の表現の基礎に、その正当な意味として、あるもの以外の何ものでもない。

いま考察している違いを簡潔に表現するために、私は一方を適合的原因構成、他方を偶然的な原因構成と呼びたいと思う。すなわち、原因的契機 A が結果 B を引き起こすとき（条件づけているとき）、もし A が一般的に、B の促進的状況とみなすことができるならば、A は B の適合的原因構成であり、B は A の適合的結果と呼ばれる。そうでない場合は、偶然的な原因構成および偶然的結果と言わなくてはならない。

特に注意すべき点は、この区別は、具体的事例においてその契機が有効となったその方法とあり方にはまったく関係しないもので、まったく抽象的な意味をもつものだけということにある⁹。ゆえに、考察全体の前提には、原因的契機とは、状況の大きな多様性に——同類の事例全体に——修正として付け加えることができる行動だ、ということも加わる。同様に、その促進がここで問題となっているところの結果は、つねに普遍的に提示されるものである。なぜならば、自明のことだが、普遍的に何ごとかを述べるのが許されるのは、ある原因となる契機の、ある抽象的に規定された結果との関係についてのみであって、ある個別・具体的な結果に対する関係についてではないから。ゆえに、適合的原因構成と偶然的な原因構成の区別は、簡潔に言えば、つねに個別事例を一般化する考察にもとづいている。ここからしばしば、その区別のあ一定の不特定性と恣意性が生じることは、このあとすぐにより詳細に論じられるだろう。ここではただ、とりわけ社会現象の領域においては、それが事実上、ある同種のものの大量反復を示すので、個別事例もしばしば問題なく、ある一定のカテゴリーの範例として現れることを指摘しておけば十分である。こうして、ある原因的契機の具体的な因果性は、ただちに、一般的・原因的連関についてのまったく特定の問いへのきっかけを与えること、それに応じて、偶然的な原因構成と適合的原因構成の区別が広範に許容され意義あるものということになる。

4. 本来の原因という概念について

少し方向を変えて、もう少し広い原因概念の検証を試みたい。それは、それと関連する活

9 適合的原因構成と偶然的な原因構成の区別は、具体的な因果性の区別を表すものではなくて、ここでやがて言及されるはずの別の事例、すなわち、ある行動がある結果の出現に一般的には適切なものであるにもかかわらず、具体的にはその結果をもたらさない、という事例において、さらに重要なものとなる。その場合、その行動がその結果の実現に向けて働くとか、それを目指す等々という、単に一般的な意味をもつにすぎない表現を誤解しないように用心する必要があるし、また、結果の部分的実現などというのはけっして問題にならず、また、結果への近似などというのもただ比喩的に問題となるにすぎないことに注意すべきだろう。

発な論争ゆえに、特別の関心を引くものであり、おそらく無視して通り過ぎることはできないであろう。

通常用語例は、周知のように、たいていの場合、ある結果を引き起こす条件となる複雑な状況の中で、ある個別の特殊性をもつばらその結果の「原因」と呼ぶ。ここで問題となるのは、狭義の原因、本来の原因である。さらに、その結果の実現に同様に必要であったそれ以外の契機は、ふつう原因とは呼ばれず、その条件と呼ばれる。私は簡潔なドイツ語を使いたいので、この本来の原因を主因と呼ぼうと思う。

かなり前から、この概念については二つの見解が対立している。そのうちの一つによれば、主因は、もつばら主観的な視点から定義され、つまり、それは、なんらかの理由で我々の興味を最も惹き、我々にとって最も大きな重要性をもつ契機である。しかし、これによれば、さまざまな考え方が基準となることが可能なので、いかなる客観的行動が主因を性格づけているのか、統一された答えはないわけである。この見解は、なぜある種の事例において、列挙可能なすべての原因的契機の中から一つを躊躇なく主因として取り上げることができるのかをただちに納得させてくれる。あるできごとは例外的事例、あるカテゴリーの一員でありながら他の多くのものと異なるサンプルとみなされ、この逸脱は、条件的状況の、その規則的な行動からのある特定の逸脱のゆえとされるのであれば、それで我々は、当然のことだが、まさしくこの差異をそのできごとの原因と呼ぶ。その他の点、その事例が他のすべての事例と共通している諸点については、特に言及する必要はない。たとえば、ポイントの切り替えのミスが鉄道事故を引き起こした場合、これを事故の原因と言うのであって、列車の発車がそうだとは言わない。確かに、列車の発車は事故の成立にとって同じく必要なものであったが、しかし、それが規則どおりに行われているかぎり、自明のものと我々はみなす。我々はその事故との関連に名前を与えようとするなら、それを事故の一条件と呼ぶ。——さらに、なにごとかがかなりの期間にわたって同じ状況において維持され、それからある変化が起こった場合、我々はそのことの原因を、まさに条件となる状況で変化したもののうちに見出す。部屋を暖めることの原因として、我々は、いまストーブに点火されたばかりの火をあげるが、しかし、壁がなかったなら、暖房はその火によっても生じなかったであろうが、すでに長いこと存在している壁は原因としてあげない。ごく一般的に、我々はある持続状態を保持するものを条件というのに対して、ある変化を原因というのと同様に、ある規則的な行動を条件というのに対して、ある逸脱を原因という。——だから、いまのこの事例において、判断の視点が直接与えられているがために、主因の呈示が異議のないものと思えるとすれば、他方では、主因の呈示が観察視点の恣意的選択に完全に左右されることが明確に示されるような例も簡単にあげることができる。若年の結核患者がはしかで死んだとすると、死因として結核をあげるかはしかをあげるかは、恣意的なものとなる。当該の患者の運命を考える人は、彼の容態が少し前までまず良好であったこと、変化が緩慢なものだったことから、突然の死の原因としてはしかを指定するだろう。これに対して、

はしかの統計を参照して、はしかとしては軽症なのに死に至ったものであることを知った人は、その原因として結核をあげるだろう。

他方から見ると、客観的事情のうちに、主因のある特定の特殊な意味が証明できることを示そうとする試みが繰り返しあった。我々がこの見解を検証しようとするときは、先ず最初に（この意見はこれまでもしばしば述べられ、擁護されてきたものだが）¹⁰、ある一個の原因的契機がその結果に対してどれくらいの貢献度があるかをいつでも比較検証することができると思われているならば、それはやはり疑いもなく誤りであることが確認されなければならない。この設問が明確に表示できる意味を持つのは、本当に特殊な場合のみ、すなわち、その結果を量的に段階づけできて、ある契機を一つ除去したらこの度合いで、別の契機を一つ除去したら別の度合いで生じるといった場合のみである。部屋を2台のストーブで暖めるとき、それぞれのストーブが何カロリーを部屋に与えたか、それぞれが暖房に対してどれくらい貢献したかを尋ねることができる。しかし、これはきわめて頻繁に該当するのだが、ある特定の結果に対して原因となる契機がかなりの数あって、そのどれを除去してもその結果が全然生じないという関係にあるとき、我々はその具体的事例をよりどころにしているあいだは、いずれにせよ、そうした設問が何を意味するのか、を明らかにすることはできない。この設問に、我々がものごとの協働に関してもつ観念によって、特定の意味を与えようというどんな試みも、ただちに無駄であることが分かる。これは、例えば、個々の力が過程全体の中で成し遂げた仕事（物理的意味での）によるのだろうか。明らかに、違う。過失を犯すポイント係または銃の引き金を引く殺人者は、結果（鉄道事故・殺人）に対して他の力がなしたことに比べると、最小の仕事量しか費やしていない。それにもかかわらず、それらは結果の「原因」となった。だから、さまざまな契機の有効性の比較は、数値で示すという意味においてはたいていは不可能であること、そして、いずれにせよ、そういうものを本来の原因という概念の基礎とすることはできないということは安心して言ってもよい。

さて、ひょっとすると、人は、個別事例を普遍化する観察と客観的可能性の考慮が、主因の概念をも解明し正当化するだろうと信じるかもしれない。ひょっとすると、主因とは、その結果にとっての最大の可能性を、より一般的に表す原因的契機のことではないのか。この問いは、ある一定の、しかし、やがて見るように、きわめて限定された範囲においてのみ肯定できるものである。しかし、何よりも先ず、ここで提案されている定式化が、主因という概念を、疑いもなく客観的に特定されたものとして想定することを許さないものであることは強調されなければならない。逆に、ある主因の強調が直接的で、しばしば恣意的であり、選ばれた視点に依存するものであるのとまったく同様に、いかなる客観的可能性が、または、いかなる一般的原因的連関が、主因発見のために、比較検討されなければならないかを、その具体的事例をと

10 近年の例としては、ビルクマイヤー「刑法における原因概念と因果関係」、「判例集」37巻、1885年、p. 257。

して正確に異議なく予め決めることは決してできない。我々は、誤ったポイントの切り替えが一般的に衝突の相当の可能性を生み出すと言いがちであるが、これが当てはまるのは、ある特定の普遍的事情（とりわけ、列車の規則的運行がその一部に当たる）に対してのみである。客観的可能性の概念が異議なく形成されるのは、個別事例が、ただちに一義的に、ある特定のカテゴリーの例として現れる場合のみである。ゆえに、ここから言えることは、ここで試みられた考察方法は、主因の特定が恣意的なものと思われる多くの事例において、その方法を実施する際にも、恣意的かつさまざまな形をとるものであることが分かる、ということである。

そういう困難は克服されないとしても、それでも、さまざまな原因的契機の重要性は、それらがある結果に対して表す一般的可能性にもとづいて、互いに比較することができるであろう。しかし、その結果として、我々がさまざまな原因的契機の重要性を比較する視点の一つがたまたまより正確に確定できると認められなければならないとしても、それとともに、最初に言及された主張、すなわち、その時々状況によって、個別の原因的契機の強調をもたらすきわめてさまざまな理由が根拠づけられ得ること、また、その結果として、ある契機がある結果の主因であるかどうかと単純に尋ねることではなく、その際に念頭になければならない客観的行動がそのつど明瞭に提示されることが必要だという主張は否定されたことにはならないだろう。この主張は疑いもなく適切であり、主因という概念が、人がそれに原因を求める傾向があった実践的意味を実際に持たねばならないときは特に、特別の意味をもつことに、ここでただちに注意を喚起することは目的に適ったことであろう。周知のように、刑事責任の問題は、違法行為を成す結果に対して、その「原因」となった人間にその責任を負わせることができる、と言われるように、原因の問題に還元できる、としばしば信じられてきた。我々が原因という語にこの意味を与えるとき、これまで話題となったものとはまったく別の視点が絡んでくることは疑いのないところであろう。近年の研究は、責任性が生じるのは、ある行為が損害の結果の原因（それがなければその結果は生じなかったという意味で）となり、しかも、その行為自身が違法（有責）である場合のみであることをきわめて明晰に示して見せた。この後者の契機の意味を際立たせるような例を挙げることは実際容易である。外科的な手術を行う医者は、手術が状況からしてやむを得ないものだったときは、その死が手術の結果であることが疑いのないときでも、患者の死に対して責任を負わされることはない。しかし、ふつうの標準的な視点から見ると、この場合、医者がその死の「原因」だったことは疑いない。彼の行為は、変化なく経過する状況またはせいぜい緩慢に変化するばかりの状況において突然の変化を引き起こした外科措置だった。もし人が、原因という語に、ここで原因としての関連づけを否定する可能性があるような意味を与える傾向があるとすれば、そこに表れているのは単に、原因的契機の重要性は、上記の理由とはまったく別の理由に従って、すなわち、ある行動の適法性と違法性の視点から、比較考量することができることは明らかである。実際、ある侵害的なできごとの原因として、ある人間の行為が重要な意味を獲得するのは、それがその結果に対する行為者の責

任性に根拠を与えるときであること、そして我々はだからこそある行為がある結果の「原因」であると主張（または否定）することは、きわめて容易に理解できることである。このことは、「何かの原因となった」という表現が「何かに対して責任がある」という表現と同義である点にきわめて意義深く現われている。しかし、我々が原因の概念にこの意味を与えるとき、我々はその中に、他の場合に原因という概念の基礎にあるものとは相当異なる見方を混入させていることは明らかである。「通例なこと」からの・「滅多にないこと」のずれ、「すでに久しく成立していたこと」からの・「新たに生じたこと」のずれ、そしてさらに、「適法なこと」からの・「違法なこと」のずれはすべて、我々の注意を特定し、ある個別の原因を強調させるきっかけとなる。しかし、それらはあまりに不均質なので、ある統一ある定義にまとめあげることができない。こうして、誰かがある結果に対して責任を負うべきなのはどのような状況においてか、という問いに、先ずその人がその「原因となった」場合にそれが該当するのだというように答えた上で、それから本来の原因という概念を明確化するという課題に立ち向かおうとすることが、いかにこの研究特有の回り道であるかが見落とされてしまう。この場合、これは、要するに、一貫した特定の問題が、異質なものととの混合によって解決困難なものとなっていたわけである¹¹。だから、私は、科学的な、とりわけ法学的な術語から、主因または本来の原因という概念は消えるべきだと信じている。それは、その概念がかなり曖昧だからというよりもむしろ、それが成立するのはそもそも、さまざまな考え方の混合に由来するものだからであり、我々はその混合を簡単に分離できるし、また明晰さと正確さのために、必ず分離しなければならないものだからである。

5. 因果関係の中断

法学が検討を重ねてきた、因果関係にかかわるもう一つ別の概念、すなわち、「因果関係の中断」という概念については、ここでいくつかのコメントを付け加えることができる。それが問題にされるいくつかの事例は、絶対的偶然の概念によって簡単に片がつく。なかでも、その概念が形成されるきっかけと見なされる次のような事例がそうである。誰かがある人に致命傷を与えたが、しかし、その人はその傷がもとで死ぬ前に、例えば雷に打たれて死んでしまったとすると、これを人はよく、因果関係がここで新しい何かによって中断されたので、本来ならば違法行為がもたらすはずだった効果が現われなかった、と言いたがる。しかし、自明のことだが、因果関係の中断なるものは存在しない。ここでも、そのようなものは生じていない。その傷害行為は、言うまでもなく、当該の諸関係の下で引き起こすことができ、また引き起こさ

11 もちろん、この回り道によって、客観的・本質的に正しい結果に到達することも不可能ではない。ただし、問題設定の正確さが不十分なために、つねに結果に一定の曖昧さが残ることはやむを得ないが。こうした例にあげられるのが、パールの洞察鋭い研究（「法における因果関係論」）である。あとでやや詳細に言及することになる。

ざるを得なかったすべてのことを引き起こした。雷は新しい因果系列を始めたわけではなく、むしろ、雷が、ちょうどその時点で、ちょうどその地点で落ちなければならなかったということは、そのはるか以前に成立していた気象学的諸条件から完全な必然性をもって生じた。ゆえに、この事例の特殊性は、ある行為がある結果（その行為がその結果を引き起こすことが、一般に、それ以上ない程度にふさわしいとされるもの）を、ある個別事例のきわめて特殊な、予測から逸脱した形態のせいでもたらさなかった、という点にのみある。このように、この事例は、ある爆発が起こって、その弾片がある人をめがけて飛んでも、「ある特に幸運な偶然によって」その人を傷つけない、という事例と、多くの点で、よく似ている。先の例では、傷害行為の結果は、その死がそれ以前に他の経緯で生じたがゆえに不可能になった。ゆえに、ここでは因果関係の中断は生じておらず、その有責行為が、個別事例の特殊な形成のおかげで、通常の経緯では因果的とならなかつたわけである。

因果関係の中断としてよく話題にされる別の例（特に教唆）では、事情はまったく異なる。他人にある犯罪の実行を教唆することで、ある違法的結果をもたらす者は、自身でこの犯罪をなしその結果を直接もたらす者よりも、たいていはそれほど罰せられるべき度合いが強くないと素人には見える。しかし、いまこれを、教唆者の行為と結果との因果関係が被教唆者の意志によって中断させられたものだという考えに還元しようと思うならば、疑いもなく、人はここで、ある種の法的判断を因果関係のある特殊性に還元しようとしていることになる。その一方で、この法的判断は、使われている手段の特殊性に事実上その根拠を持っている。人が教唆を直接的実行とは別様に判断するということは、格別の困難なく理解できることである。しかし、教唆者が違法的結果の原因とはならないとする一般的原因概念を求めることは不必要であり、かつ無益なことである。ここから明らかになると私には思われることは、原因概念の中に異質なものを持ち込むという、あのまったく同じ間違った傾向であって、それは、刑事的責任という別個の問題すべてを原因の概念に詰め込もうとする試みのうちにも現われている。

6. 因果性概念の境界

これまでの展開において、私は因果性のいくつかの概念を提示し簡単に解説することに専念してきた。しかし、これからは、その際に使用されてきた基準にいま一度我々の注意を向けることが必要である。すなわち、一部はすでに示唆されたことであるが、これら基準の大半は、ある概念の領域から別の概念の領域への完全に絶え間のない移行を許されているという種類のものである。そして、これらの移行が存在していること、それらが何にもとづいているかを理解することは、この領域全体を遺漏なく根本的に洞察するために特別重要だと、私には思われる。

まず、いまここで確認しておきたいのだが、ある具体的事例で原因連関が問題になるとき、たいていの場合、問題設定の対象がすでにある一定の曖昧さを含んでいる。ある個別的契機の、

ある結果に対する意味を確認することは、先に示したように、諸条件がある一点において変わったとみなして、同じ結果が変化した諸条件と結びついたであろうか、それとも違うのかを確認することである。この問いは、現実のものに代わると推定されるべき行動を明確に提示することができないために、まずは、多かれ少なかれ曖昧なものとなる場合がある。無論、たいていの場合、ここから問題が生じることはない。ある母親または保護者が健康な子供を餓死させたとして、彼女のふるまいがその死の原因である。それが言っていることは、もしきちんと養育されていたならば（他の状況が同じであれば）、その子は生きていただろうということである。この最後の条件がきわめて曖昧で、一般的に考えられたものにすぎないことは疑問の余地がない。しかし、きちんとした養育という概念の下に包摂できるいかなる処置であれ、それがあれば子供は死ななかつたであろうと単に主張できるだけなら、そのことは何の意味もない。——これに対して、元々病弱の子供が両親から乱暴粗雑に扱われ、最後には死んでしまうと仮定し、そのぞんざいな扱いが子供の死の原因であったかどうかという問いをここで投げかけるとき、この問いは、場合によっては、一つの確実な答えを得るにはあまりに曖昧となる。ここでいかなる処置が、現実にとられた処置に代わって、行われるべきだったと推測されるかも同じく確実ではないし、その子供がはるかに行き届いた世話をされたとしてもやはり死んだかもしれないこと、また賛嘆に値するほど入念に世話をすれば、その子を生き永らえさせただろうということもあり得る。ある過失（例えば、稚拙な医療行為）が違法的结果を生んだのかという問いを立てるとき、似たような曖昧さが生じることが多い。ここでの、確実な答えを与えられないことが具体的構成要件の不十分な知識にはまったくもつづかないことが多いのも、逆に、眼の前の事例の単なる分析がこの問題をそもそも決定するものでも決してないことをはっきりと理解することは重要である。実践的理由から決定が必要だとすれば、他のさまざまな比較に利用される条件が確定されるべきで、ゆえに、ここでは、具体的事例のいかなる論理的分析または研究によっても回避され得ない課題が第三者の裁量に残されることになる。

ここで、原因的契機の面から見たのとまったくよく似たやり方で、結果の面からも、曖昧さが問題設定の中に現われてくることがある。変化した諸条件の下で、何が生じてくるかを研究するとき、その結果が何はともあれ生じてくる事例と、それが生じてこない事例という、二つの主要事例だけを我々は先ず区別する。しかし、その際、我々は、すでに言及したように、事実上生じた結果がその完全な具体的確実性をもつと考えるわけではなく、我々が念頭に思い浮かべるのは、現実の構成要件から引き出される普遍化された観念である。この普遍化がどの程度まで可能なのか、事実上の経過のなんらかの変形が依然として「同一の結果」と呼べるものなのかどうかは、そうなると状況によっては疑わしいものとなり得る。同様に、主要事例の間に、仲介項として、結果が多かれ少なかれ修正された形で生じるような事例が出てくるとも言える。その原因が肯定されるべき事例が、この理由から境界が曖昧なままで、その原因が否定されるべき事例へと移行して行くことを例示することはむしろかしくない。手の施しようのない

不治の病気において、ある過失（誤った投薬、医師の指示を看護師が守らない等々）によって患者の命が縮められることがあり得る。この過失が最初はただ患者の体力に不利に影響して、例えば早めに病いに屈服させたとしても、正しい処置がなされても、まったく同じように、ほんの少しだけ（ひょっとしたら、数秒間）延命させられたただけだろうと推定される時、我々はこの過失を死の原因とは呼ばないだろう。死の結末をほんの少し早めたり変えたりすることについて、我々は、その連続した移行の段階を想定できるわけで、それはその過失が疑いもなく原因と呼べるような事例にまで及ぶ。現象の変形と同様に、時点の差もここで問題となるが、しかし、明確な境界は、構成要件の性質上、ここでは与えられない。

いま検討した二つの曖昧さの例は、お分かりのように、原因概念というよりはむしろ、原因的契機と結果（両者の連関について何かが語られるべきなのに）が明確に定義できないということにもとづいている。しかし、因果性概念そのものが部分的には明確にされておらず、むしろただ段階的に異なる複数の種類の連関を本来意味しているが、そこには連続的な移行が生じることがある。先ず最初に、ある結果に対するある普遍的な諸条件を意味する可能性が、ゼロと1の間の任意の値を取り得ることが考慮されるべきである。こうして、ある特定の契機の因果性の問題は答えられないものになり得る。すなわち、ほとんどの場合我々は、実際上のものに代わって想定される行動のみを普遍的に提示できる。Aがカードゲームでイカサマをして、Bからある金額を奪ったとしよう。このイカサマがこの利益の原因だろうか。「真つ当な賭け」で同じ利益を得るための可能性はわずかしかないと言うことができるから、その観点からすれば、この問いは肯定される。ここで、真つ当に勝負するという規定は諸条件を厳密に指定するものではなく、きわめて多様な行動（例えば、カードのシャッフルとか配り方などの際に）を許容する。ゆえに、それらの条件と、問題になっている結果との関係は、可能性を表示することによって提示できる。例えば、ある契機がある結果の原因であることを人がふつう肯定するのは、変更された諸条件がその結果のきわめてわずかの可能性しか意味しないときであり、それを通例否定するのは、それが大きな可能性を意味するときである。一つの行動が境界を確定できないままでもう一つの行動に移行して行く。この種類の事例はそれほど珍しくない。とりわけ、過失の因果性に関する問題はこのように、通常の注意がある程度大なり小なり損害となる結果の回避の可能性を示しただろう、と主張されるときには、答えられないものとなり得る。

さらに注目し得るのは、適合的原因構成と偶然的原因構成の間にも明確な境界は示し得ないという事情である。この点でも、先ず、可能性の大小に段階があることが重要である。だから、可能性一般とまったく同様に、当然のことながら、二つの可能性の差（一般的促進）もまたあらゆる任意の値を取り得る。ゆえに、ある原因的契機は、ある結果を引き起こすのに、程度の高い低いはあるけれども、適しているということになる。ある原因的契機とある結果の間には、一般的原因的連関について程度の高い低いがあり得るということ、この程度もまた、可能性の大きさが正確に数字で表せるところでは、ゼロと1の間の任意の値を示すことになるだろう。さて、

そうなるとしたしかに、偶然的原因構成という概念を考えられる限り厳密に捉えて、その原因的契機がその結果の一般的可能性を数学的に正確に不変のままとすると主張できる場合にのみ、そういう概念は確立できるという考えに傾くかもしれない。その例は、特に、偶然ゲームの領域から案出できよう。しかしながら、ちょっと考えてみれば分かることだが、通常用語例が、その原因的契機が一般にその結果を最小限度でも促進する場合であればいつでも、偶然的原因構成を立てるわけで、ということは、ほんの些細な値と相当量の値との判別こそがはるかに問題になるということである。鉄道事故によって、ある旅行者がプランを変更して、立ち寄るつもりがなかった町に数時間滞在することになり、そこで伝染病に感染して死亡したと仮定しよう。鉄道事故をその死のまったくの偶然のきっかけと呼ぶことに、そして、一般に、鉄道事故がチフスによる死を引き起こす傾向をもたないと指摘することに、何のためらいもないだろう。にもかかわらず、より緻密な検討をしてみると、このような事故が旅行者にそのプランを変更させ、本来ならば避けることのできた汚染地域に滞在することを強いるということ、従って、鉄道事故は伝染病感染の可能性を増すということを否認することはほとんどできないだろう。しかし、明らかに、ここで問題になっているのは、最小限度量の、(物理学者が言う意味とは)別の尺度——適合的原因構成の通常の事例で現れるのとは別の尺度——での促進要件である。

偶然的原因構成の概念が、もしそれを先に述べた数学的に厳密な意味で理解しようとするのであれば、例えば、偶然ゲーム以外では、まったく使用されないだろうということもまた明らかである。こうして、普遍的な用語例の考え方を基礎とすれば、大きさの値が連続した段階をなすというだけですでに、話題になっている二つの概念（適合的原因構成と偶然的原因構成）が境界を特定できないまま互いに移行することは明白である。

さらに、もう一つの事情が同じ方向で影響してくる。我々は、適合的原因構成と偶然的原因構成の間の違いの基礎となるものが、つねに個別事例を一般化する観察であることを見てきた。いま自明なのは、この問題設定に関して取り上げた具体的事例はきわめてさまざまなやり方で一般化できるということで、第一印象では、この相違を生み出すために、いかなる抽象的な原因的連関が本来的に重要であるのかを、生の現実はいささか曖昧にしか教示してくれないのだから、そこで求められている相違はまったく純粋に恣意的なものではないか、と思うかもしれない。しかしながら、我々がたいていの場合にそういう判断を下す際の確実性は、それがそうではあり得ないことを示している。これがどう成り立つのか、そして、他方で、どのような事情があれば、この相違が実際、多かれ少なかれ恣意的なものとなるのかは、我々が、我々の慣れ親しんでいる一般化の方法とあり方をより正確に考察するとき、簡単に判明する。

ここで明らかになっているのは、何よりも先ず、我々が、諸条件の点で、絶対的偶然と呼ぶものを度外視することに慣れていることである。我々は、我々の認識能力に応じた一般化に際して、当該の契機がその結果を一般的に促進するものではないこと、言い換えれば、条件的状況に関して今の事例に完全に識別できない程度までに類似している事例において、その結果は、

その当該の契機によっては、ほとんどめったに生じないか、または、その出現が実現されるのとまったく同じ頻度で妨害されるということが主張できるとき、我々はその原因をつねに偶然的と呼ぶ。ここで問題となっているのは、お分かりのように、きわめて明確に表示できる一般化の原理であり、しかも、それは、非常に繊細で認識できないような特殊性のうちに現われる、具体的事例の一つの変異を基礎とするものである。これは、そもそも問題となる最も狭義の一般化と言ってもよい。これに対して、より広い一般化のためには、当面の事例が何らかの理由である特定のカテゴリーの例として理解されるときはつねに、特定の根拠が真っ先に与えられる。AがBにある量の砒素を飲ませ、同人を死に至らしめたとする。ここに適合的原因構成が成立するかどうかという問題は、ある量の砒素を盛ることが「一人の人間に死をもたらすのに適当であるかどうか」の問題となるだろう。ここでは、ある量の砒素が「ある人間」に盛られたという言い方のうちに、具体的な原因的契機が一般化され、同様に結果も一般的に「ある人間の死」を指していることを認めることができる。前に社会的現象の性質について述べたことから (p. 145)、このような問題は広い範囲で認められていて、一定の解答を見つけることができることは明らかである。ただし、ここには一つの困難が立ちはだかってくるように見える。社会的現象の特質を考えると、ある個別ケースが包摂されるそのカテゴリーの範囲が決めてつねに自明と言えるほど明確なものではないということが付随して出てくる。いま取り上げている例にこだわるならば、我々は、ある量の砒素の、特定の年齢のある個人、すなわち、特定の場所のある住人に対する投与は、その死を引き起こすに適当であったかというふうに問うことができる。言い換えれば、我々は、多い少ないはあっても、その具体的事例の諸特性にこだわって、その他に関しては、一般的諸条件だけでもとづくものとするができる。さらに、上で詳しく述べた理由から (pp. 145-146)、このように設定された問いが、一般的促進に関して厳密な数値的解答を見出すことはめったにあり得ないことも留意すべきことであろう。

それにもかかわらず、我々がいま多くの事例において、何の懸念ももたず、適合的原因構成を、また他の事例において同じくらいの確信をもって偶然的な原因構成を語っているとすると、それは単純に、一般化の方法と範囲に関するより正確な諸規定と、比較されるべき可能性の、より正確な数量的形態が、たいていの場合、まったく重要でないところから来ている。しばしば我々は、ある原因的契機がある結果を、きわめて多様な事情の中で引き起こすこと、それは他方から見れば、それが妨げられる事例はまったくないか、あっても非常にわずかだ、と主張することができる。次に、我々は、それはその結果の可能性を増加させるが、普遍的諸条件に対して、より厳密な前提を作り出すことはしない、と言ってもよい。社会的現象に関して、我々は、一般的に言って、個別事例は、ますます数を増やす一連のカテゴリー全体のうちに包括できること、一般的可能性は普遍化の範囲とともに変化することが分かる。誰かが肺炎にかかっているという普遍的条件は、死に至る経過のある可能性を表すが、その大きさは、我々が観察をある特定の年齢層、ある特定の場所等々に限定した場合には、別のものとなる。ゆえに、我々

がある具体的事例から出発しても、我々が個別事例の特殊性を度外視する程度が多いか少ないかに応じて、また、研究は事象の集合をより小さなものにするかより大きなものへと広げるかにも応じて、一般的可能性に対する値はさまざまな結果になる。にもかかわらず、当該の可能性の値はたいい同程度の大きさから外れることはなく、ここから、例えば、確かに、ある一定の行為は、我々があれこれの普遍的関係に結びつけるのに応じて、ある結果を引き起こす適性に多寡があるように思えるけれども、しかし、行為と結果の一般的連関そのものは、何の問題もなく、また、観察のこの不特定性を考慮に入れずとも、肯定され得ることが分かる。

これに対して、もちろん、適合的原因構成と偶然的原因構成の間の境界の不特定性は、一般化の方法がその結果に対して決定的な意義をもつときはつねに、意味を持ってくる。そうなることとたいいの場合、事態は次のようになる、すなわち、具体的事例においてある結果を生み出すある原因的契機は、我々がその事例の諸関係を普遍化する範囲が狭ければ狭いほど、一般的にそういう結果を促進するものであることが、それだけ一層高いレベルで表現される、と。だから、この視点から見れば、適合的または偶然的是段階的差異として現われる。ある原因は、それがその結果を促進するものとなる範囲が広がるにつれて、それだけ適合的と呼ばれても問題ないことになる。しかし、ある偶然的または適合的原因構成が具体的に眼の前にあるのかどうかという問題は、何らかの意味で断定的に答えられない場合が多いということは自明のことである。この不確実性も、場合によっては、具体的諸関係に対する無知または原因的連関への洞察の不足によるものではなく、単純にこの問いの不特定性、いま使われている二つの概念の間の移行の連続性にもとづいている。

こうして、我々はここで、別の問い（ある契機がある結果の原因となったのかそうではないのか）に関して明らかになった結論とまったく同じ結論に達する。今や（と私は信じるが）、ここから、それらの問いの提起に至る考察方法の誤りを推論することはきわめて不当であろうと思う。かえって、上記の考察方法を避けた場合に、容易に明らかになるのは、完全な無価値性および無利害性の中へ因果関係の探究が消えて行くことである。我々は、もし諸条件が、ある点で、実際そうであったものと違うものとなっていたならば、できごとの進行はどうなただろうか、と問う。しかし、この場合、その結果が現実に生じたものから何らかのあり方で異なるものとなっただろうと単純に確定することは、明らかに、何の価値も持っていない。そもそもこの探究が意味を持つのは、我々がこの差異のあり方をより正確に把握して、その経過に我々の関心を引きつける何らかの特徴が別の経過からも示されるものかどうかを問うときである。しかし、同じように、ある具体的な因果関係への関心も、圧倒的に、我々がそこから一般的な推論（それらに則れば我々が、それ以外の類似する事例においても我々の期待を規制できる）を引き出せるかという点にある。これがあてはまるかどうか、原因が適合的なものであるかどうか、つねに問われなければならないのはこのためである。なるほど、実際、純粹に単一の因果関係を探し求めるのにはきわめて広い領域があるのは、現在の事情の編成における小さな

差異が、未来のできごとに関する最大の差異を条件づけることができるからだが、たいていは深い意味を欠く無駄な空想の戯れである（小因大果という題名で伝わる笑い話が時々あるがあれだ！）。——他方、当然のことながら、忘れてはならないことは、我々は、いま関心を寄せている設問の諸結論を、我々が個別事例を二つのカテゴリー（典型的な諸事例が我々にその定立のきっかけを与える）のうちの一つに包摂するまさにそのやり方で確定することを強制されているものでは決してないということである。我々が、ある契機がある結果を引き起こした、または引き起こさなかったというとき、ある原因を偶然的または適格的と呼ぶとき、この点に、数多くの事例の態様を十分に明確なやり方で示すことを我々に許すような簡潔で便利な表現法を見ることができる。しかし、個別の事例を二つのカテゴリーのどちらかに分類することは、純歴史的または自然科学的研究をまったく余計なものとして宣告することになる。変化した条件の下でできごとの進行がどのようになるかを確かめ得たとしても、これがはたして「同じ結果」かどうか疑わしいと思えばすぐに、それを論じる根拠を我々はまったく失うだろう。たびたび言及した対立がはじめて本当に意味をもつのは、個別事例をどちらかのカテゴリーへ包摂させることがある特定の実践的一貫性と結びつけられ、我々がその二つの処理方法から選ぶしかないということから、その包摂が必要不可欠のものとなるときである。例えば、刑法が、誰かがある違法的結果に対して責任があるかないかを単純に問題にするという作業にかかる場合（その判断を刑法が行う十分な根拠が当然あり得るわけだが）、この責任性の諸条件を示すという課題が生じることは明らかであり、どんな個別事例においても、それらが該当するかまたは該当しないかについて決定がなされなければならぬだろう。だから、ここでも因果関係の一定の諸関係が問題となるので、いまや、これまでとはまったく別の理由から、両カテゴリーの可能なかぎり正確な境界の線引きが必要となるだろう。しかし、その際自明のことであるが、これは、純論理的判断ではなく、法律的判断の視点に従ってなされなければならぬだろう。

7. 刑法における原因的連関の概念について

誰かに刑法上その責めを負わせようとするとき、ある違法的結果に対して、その人はどのような因果関係にあるとされなければならないかという問題と取り組むにあたって、私は、先に「主因」について述べたことに応じて、また、とりわけこの何年かの著者たちの大部分と一致して、責任を云々するためには、まったく異質の、明確に分離される二つの前提条件、すなわち有責と原因が不可欠であるという立場を出発点とする。だから、原因の概念は、先ず最初は、その結果がそれに有責の行動なしで生じることはなかったであろうという、きわめて単純な、何度も論じられた意味で理解していい。

この考え方に対して、解説のために付け加えるべきものはあまりないであろう。先ず人は、有責の行動の因果性において、物理的な意味での作用を念頭におきがちなので、用心すべきである。そういう作用があるかどうか、あるいは、どのくらいの範囲でそれが起こるかは、法律

的判断にとってはまったく意味がない。ある種特定の行為をすることが義務づけられているのに行為しなかったとすると、彼は、生じた違法的結果（彼が通常の行為をしていれば生じるはずのなかった結果）に対して、責任を負わせられる。原因をこれとはまた別の意味で求めることには、まったくいかなる理由もない。我々がみずからの筋力によって能動的に活動するかどうか、我々が銃の発射に際して、別の種類の力を発揮して活動するかどうか、または、我々が干渉する義務を負い、かつその能力もある経過なのに、あえて成り行きにまかせたかどうかは、ここではまったくどうでもいいことである。ゆえに、いわゆる「不作為による作為犯」に対して、純粹に否定的なものとしての不作為にいかなる実効性も認められない点が問題だとするのは、まったく余計なことである。ある違法行為 X が、もしその行為の代わりに正常な行為 X' があったならば、同じことは生じなかったという意味で、ある違法的結果の原因であるとき、責任性を確定することができて、X が行為で X' が不作為であるとかその逆であるとかは、原因に関しては重要でない。ゆえに、不作為による作為犯の問題は、もっぱら、刑法の禁止条項が、特定の行為を義務づける命令条項となるのはいかなる状況においてかの問題に還元される¹²。

さらに、刑法的意味での原因構成に関する問題は、そのつど具体的に生じた結果の一定の普遍化から出発することを避けることはできないということを強調しておかねばならない。有責行為の起因者は、その結果がその行為なしでは、確かに、実際に生じたものと正確に同じとはならないが、しかし、何らかの副次的な点で修正されて生じただけであろうことが明らかな場合、違法的結果に対して責任のあるものとは決してされない。例えば、錯誤を考えてみると、分かりやすい。A が何かしら誘因となって、B が、そういうことがなければ生じたであろう場合とは別の場所、別の姿勢等々で死んだとき、A がその死をもたらしたのではなく、修正したにすぎないとか、B の「死」は、たとい A の行為がなくても、生じただろうと主張されがちである。しかし、ここで、「B の死」はすでに、我々が具体的なできごとから抽象してきた普遍的観念である。しかも、A の行為がなかったならば、具体的に生じたことのおそらく極少部分ですら正確に同じようには経過しなかっただろうと認めざるを得ないとしても、B の死は、それにもかかわらず、生じただろうと我々は言う。だから、ある有責行為がある違法的結果の複合的な諸条件の中に存在しても、そのことだけで責任が根拠づけられることはないのは、その行為なしで、その結果が本質的に同じように生じただろうということがすぐに明らかになることがあるからだ、という確認を越えて考えを進める人はいないだろう。そして、いかなる事情があっても、ある変更された諸条件の下で生じるような、一定の事象 X' は、実際に生じた事象 X と同一の違法的結果として判断できるかどうかという問を避けることは不可能であろう。たいていの場合、この問には問題なくはっきりと答えられる。ただし、もちろん、誤解されてはならない（しかも、pp. 157-158で提出した例はそれをきわめて明解に示している）が、少なく

12 リスト「ドイツ刑法」第2版、p. 116の解説を参照のこと、私は異論なく同意する。

ともいくつかの領域において、責任性が肯定される事例およびそれが否定される事例は、まったく連続的に互に移行するもので、それらの事象のいかなる修正が、ある結果の原因として扱われるべきかは限定できないからである。例えば、その者をその死の原因となる当事者として責任があるとするために、誰かが他人の生命をどれほどの時間縮めていなければならないのか、どこでその線引きをすべきかは、容易に述べ得るものとは思えない。

しかし、これらの解説よりも重要なのは、我々の出発点となった公式、すなわち、責任を有責と原因構成に結びつけたものを、さらに完全なものとする必要があるという事実である。さしあたり、私は、普遍的な法感情の諸前提に依拠しつつ、ある有責行為の起因者は、つねに適合的結果のみに責任を負わせることができるのであって、偶然的結果には責任を負わせられないという命題をためらいなく口にできるものと信じる。例えば、ある傷害行為は、純粹に偶然に——負傷者が医者にかかり、医者の家で伝染病に感染するとか、または、その途中で首の骨を折るとかして——死の原因となることがある。この事例をプロイセン刑法226条のいう「負傷者の死を結果としてもたらした傷害行為」として扱おうと考えることはできないだろう。同じく、御者の居眠りが雷によって乗客の死を引き起こしたという、上で言及された例に対して、プロイセン刑法222条を適用することも、条文には「過失によって他人の死の原因となった者」云々と端的に書かれているものの、認められていないようである。——この判断様式のより深い根拠を述べることはそれほどむずかしくない。ある対象の性質が、その対象がある一つの具体的事例において発揮する作用をとおして、完全に与えられることは決してないわけで、むしろ反対に、さまざまな条件の下でいかなる作用が発揮されるかを基本的に決定するものは、いくつかの性質のうちに認められるように、ある有責の行動を判断するに当たって、その行動がある特殊な事例においていかなる効果を引き起こしたかを知ることだけで十分であるということは決してない。ある有責の行動が、似たような別の事例でいかなる作用を生じるか、いかなる結果を引き起こす素地があるとされるかを検討するとき、それは我々の空想の無駄なまたは有害な戯れではなく、むしろ反対に、高度に重要で貴重な知識の応用である。何度も言及された社会的現象の性質は、これらの考察がある特定の基礎をもっており、ある特定の結論に導くものであることを語っている。我々は、ある有責の行動の特性を、何らかの恣意的に捏造された関係にもとづいて検証するのではなく、ある普遍的な諸条件にもとづいてそうしようとするのであり、また、その行動を、その際に生じる一般的な可能性の提示によって形容する。そのような検討を行うということ、そして、我々の判断をそれらに合わせて調整することは、まさに教養ある法感情の特徴的な目印であると私には思われる。教養のない人の特徴は、個別事例の具体的な因果性のみを以て判断し、従って、違法的結果を、例えば、まったく責任を問えない形で引き起こした人を攻撃してやまない。教養ある法感情に特有のものは、普遍化する考察である。それは、有責の行動が、それが社会的現象の連関のうちに普遍的にもっている意味に則って判断されることを要求する。それは、その行動がいかなる一般的な原因的諸関係のうち

にあるかの検証を要求する。

その行動が眼前の事例において、普遍的にそれにふさわしい性質を呈していることが明らかになって初めて、その行為者をその眼前の結果にとって責任あるものとみなすことが正当化されるように思われる。これに対して、たとい当該の行為が有責のものであったとしても、その有責性がまったく別の違法的結果のみとの関係で成立する場合は、認められないわけで、その行為と眼前の事例に類する違法的結果の間には、いかなる普遍的な原因的連関もうち立てることは許されない。だから、それ自体としては軽度の傷害行為の起因者を、被害者が特殊な例外的事情によって死に至ったとして、その責任を問うことは、まったく責任を問えない行為ゆえに誰かの死が生じた場合と同様に、困難であろう。

この判断原理が現実の法執行上適当か不適当かについて意見を述べることはさておき、それは我が国の現行刑法において誤解の余地ない形で明文化されていると指摘しておきたい。例えば、死の原因構成は、法の条文では、傷害・毒物投与・遺棄・放火等々、すなわち、一般に死を引き起こす一定の可能性を示す犯罪、その死の適合的原因となり得る犯罪においては、量刑加重の事由とされている。その際、もし立法者が偶然的誘因の事例をも考慮のうちに含めていたならば、なぜ死の原因として窃盗・恐喝・詐欺等々の場合を、同じような量刑加重の事由として挙げなかったのかが理解できないものとなる。なぜなら、それらの場合も、十分偶然に死を誘因し得るから。実際、もし被害者が医者に行く途中に事故にあった場合に、些細な傷害行為の起因者にその死の責任を負わせておき、これに対して、窃盗の被害者が検事のもとに赴く途中で命を落とした場合、窃盗犯はその責めを負わされないとすれば、奇妙な不当性であるかもしれない¹³。

13 刑法的責任性の完全な理論が、ここで論じられているのとは別の契機をも考慮すべきかどうかは、当然ながら問わずにおかざるを得ない。とりわけ、責任能力のある第2の人物の意志行為の介入（犯罪への教唆、他人を危険な企てに促すこと等々）を考えなければならないだろう。それとは逆に、次のことには注意を喚起しておきたい。特定の、責任性理論において作られた命題は（それらの正当化は一瞥しただけでは疑わしいものと見えるかもしれないが）、より正確な検証を行えば、不適合的原因構成による責任の除外に還元されるという点である。例えば、責任所在の限定では、ある行為の当事者がその行為の「直近の」結果のみに責任を負い、「まったく間接的な」結果には責任を負わないという方向が求められている（フォン・パール、「刑法概論」、p. 63f）。私がこの点をここでわざわざ話題にするのは、それが、広く流布していて、私には容易に理解できる言い方と関連しているからである。すなわち、日常生活では（そして、法学文献においても、この混同は珍しくないように思われる）、間接的な可能性というとき、単にわずかな可能性の意味で言われている。例えば、ある損害の発生にとって間接的な可能性はあるものの、発生することはおそらくない、と言われる。当然のことながら、あるできごとに対する可能性または確率の大きさは、その直接・間接の距離とはまったく異なるものであって、それは、そのできごとが場合によっては発生し得る時点とはいかなる関係もない。この混同にはきわめて単純な根拠がある。現在の行動に関する不正確な知識は、一般に、次の段階の事象のある特定の形態に対して比較的大きな可能性を付与する。これに対して、きわめて遠い時点のある特定のできごとに対しては、つねにきわめて小さな可能性が与えられるだけなのは、不正確に知られた諸条件から発生し得ることの多様性は、我々がその展開を追おうとする時間が長くなればなるほど、ますます大きくなるからである。このことは、我々がある特定の結果の発生を、例えば3年後に、若干の確実性をもって期待できるとする場合に、それについていま何かをなすという状況にはめったにならない、というような

刑法的責任性にとって、行動の有責性と違法的結果の具体的な原因構成と並んで、ある一定の一般的・原因的連関（眼前の原因を適合的なものと思わせるもの）が成立していることも必要であることを正しいと認めるのであれば、この最後に述べた条件を可能なかぎり正確に定めることが引き続きさらに重要となる。ここで、生じた有責の行動は、人間社会の、現実存在する普遍的諸事情の下で、現にあるような類の違法的結果をもたらすのに一般的に相当と思えるか、その際に、罪ある行動を純粹に心理学的に定義して、ある一定の知的諸条件の下で、ある一定の意志の行動が生じることを有責の行動なのだと見なすことが、一般的に相当と思えるかというように問うことは、もっとも自然なだけでなく、直接的な法感情に完全に一致したものであると私には思える。となれば、一般化する考察は、心理的構成要件それ自体を検討し、その外側にあるものをすべて、普遍化された諸条件で置き換えようとするだろう。その際に注意すべきことは、その心理的定義と言いながら、その条件は、具体的に存在する一連の外的状況をつねに含むということ、その行為者自身の外側にある一定の事情の知識が、先ず第一に、心理的構成要件の一部となっているということである。ある殺人の心理的構成要件は、一方では、意志行為（それをとおして殺人者は指を動かして、銃を発射した）を含むが、しかし、その上に、自分の被害者を眼前に見て、銃がその人に向けられていたことを知っていながら、彼がこの行為に及んだ、ということもその一部である。それに応じて、一般化する考察は、この完全な心理的構成要件にこだわるならば、その必然的な前提となっている、そのような外的状況を無視することはできないだろう。

従って、いかなる有害な結果を引き起こすことに、有責の行動（この心理学的手法で定義されたもの）は一般的に適しているかを問うことで、これまで知識がまったく生じなかったかまたは不正確な知識しか生じなかったあらゆる点で具体的事例の一般化が生じるはずである。

だから、ここから、とりわけ、その行為者が、正しい観念と知識にもとづいて、自分の行動の一定の結果を期待し、その結果が期待したとおりに現実にも生じた場合、これはつねに、適合的原因構成とみなさなければならないだろう、という推論をすることができる。なぜなら、ここには、違法的結果とまったく恒常的かつ規則的に結びつけざるを得ない心理的構成要件が成立しているから¹⁴。

点のうちに、非常に単純に現れている。ここから、一般に、現在の行動がきわめて遠く離れたできごとの可能性を変えることはほとんどないこと、一般に、きわめて遠く離れた結果は適合的ではないと言うことができる。ゆえに、遠く離れた可能性は、たいていの場合、小さなものであって、小さい可能性といわずに、遠い可能性と言う習慣はこうして理解される。それにもかかわらず、少なくとも、法的判断にとって問題になるのは、先ず第一に、時間的事情ではなく、可能性の大きさであることに注意を向けなければならない点が重要である。だから、誰かが時限爆弾を使って爆発を引き起こしたとき、時計が1週間後にセットされているか、1年後にセットされているか、つまり、違法的結果がその行為のあと短い時間で生じたか、より長い時間で生じたかにかかわりなく、その者は等しく有罪であるように思える。法学文献では、近い・遠いの代わりに、可能性の大きい・小さいがなるべく一般的に語られるべきだと私は思う。

14 ここに、なぜ原因構成一般の問題が、刑法のいくつかの特殊領域においてのみ困難に遭遇するのの根拠が

その一般的特性によって判断されるべき経過の心理的理解は、本来ならば確で、我々の法感情によく合致するものであってもよいにもかかわらず、人は、重要な理由から、本質的に別の考え方をする傾向があり得る、ということは触れておくべきだと私には思われる。誰かが、その家の住人はすべて外出中だと確信して、その家に放火すると仮定しよう。しかし、誰かが家にて、焼死したとする。立てられた原理に従って、人はここで、家に誰もいないということ誰かが完全に確信して、それに放火したということが、ある人の死亡にとってどれくらいの可能性を含むものか、という問いを提起しなければならないのかもしれない。確かにここでも、その可能性がいくら小さくてもある一定の値はあるとして、適合的原因構成および帰責はなされるかもしれないが、その考え方全体を、誤ったもの、または、少なくとも実践的に役に立たないものと述べることはきわめて自然である。とりわけ、証拠調べに際して、心理的構成要件の一部（釈明の役には立ち得るが、しかし客観的経過から直接的に推測することはできないもの、例えば、今の場合なら、放火犯が、家の中には誰もいないと推測したことなど）を何らかの形で考慮することは許されないとみなされることがある。ゆえに、とりわけ有責行為の場合に、外的経過において、一般的に考察されるべきできごとを境界づけること、そして、その行為が、この意味で、違法的結果を引き起こすのに一般にふさわしくない効果を示しているときにのみ、その有責性を排除することは、必然であると述べることができるかもしれない。明らかに、こう定式化された原理は大いに明晰さと特定性を失うだろう。なぜならば、ここで要求されている境界画定にとっていかなる特定性の高い規則も与えられないことが簡単に見過ごされてしまうのはよく知られているから。一連の客観的経過において行為自体の構成要件に数えられるものは何か、その行為の結果でありながら、それとは別の事情によっても条件づけられている結末は何かは、決してはっきりとは決定できない¹⁵。——しかし、この不特定性よりも重要なものは、責任性の決定にとって、外的経過においてそのように境界づけられた部分が、

ある。大半の犯罪においては、行為と違法的結果の関係はきわめて直接的であって、行為者は結果の実現を直接知覚し追跡することができる(例えば、窃盗や侮辱等々)。この場合、犯罪の概念は、一語で指示されるにもかかわらず、基本的には、ある一定の行為による違法的結果の原因構成をも意味している。しかし、これらの領域の大部分において、ここから困難が生じることはまったくないか、まずめったにないし、その原因構成は、ほとんどいつも、典型的に適合的だからである。

- 15 実際、人は次のように言うことができるだけである、すなわち、人々がふつう周囲から獲得する知識に従って、彼らの行動のある種の結果は、たいていいつも、彼らによって期待され望まれたものとして現れ、それらの結果は、個人の行動に対して類似の関係にあるものなので、個別事例において行為の構成要件に数えられるのがつねである、と。もし具体的な心理的構成要件を考慮に入れるつもりがないのであれば、その代わりに、ある一定の心理的な通常の行動または平均的行動を、人間行動に対する関係の種類(行為の構成要件を外的状況から区別する手立てとなるべきもの)を確認するための基礎としなければならない。もし我々が、例えば、Aが砒素だと思って、それをBの食べ物に入れたと思っていたが、実際は、ある量の砂糖を盛っていたということを行為の構成要件だと説明するとき、我々は、現実には、この考え方に従っていることになる。Aは、実際にしたと彼が信じたこととは何か別のことをしたと言うのが普通であって、彼の行為が彼によって予期され意図された結果とは異なる結果を得たというわけではない。しかし、他の多くの事例では、ある一定の事象が行為そのものに帰属させられるものかどうか、疑わしいであろう。

ある一定の違法的結果を引き起こすのに一般にふさわしいものかどうか、と問うことはやはり十分ではないだろう、ということである。なぜならば、たとえこれが肯定されねばならない場合でも、その行為がその諸性質を、それ自身の、まったく特殊な、そしてけっして予測されない形態に負っているということが疑いもなく確認されるときは、責任性はやはり除外されるであろうから。ある看護人が、医者の方を忘れて、自分の患者に、それ以上投与してはならない薬を今一度余分に与えたとすると、彼は過失のかどで有責となる。その過失が、その間に誰かが薬に毒を混ぜることにより、患者の死に至るとしても、看護人はその死に対して責任を問われることにはならないだろう。彼の行為が示す外的事象、すなわち、有毒物質の投与は、確かにここでは、適合的にその死の原因となったが、しかし、一般的有害性は、その事象そのものの予測不可能な形態によってのみ、その行為に付随させられる。——この例を検討することによって、いま問題にしている行為の一般的有害性は根本的には心理的意味にあること、他の事例では、証拠があつて初めてこの見解が誤つたものとされることは明らかである。なぜならば、その過失行為（心理的意味での）は、死を引き起こすのに最小の程度でしか適性をもたないことを、ここではいつも人は引き合いに出さざるを得ないであろうから。このケースが上で述べられたもの（犯人が無人とみなした家への放火）と異なるのは、帰責を排除する心理的構成要件、すなわち、薬に毒が混入していることへの無知は最初から推定され得ることで、それに対抗するためには証拠が必要だが、一方、放火犯の側から錯誤の釈明を言いつのことは、一般に、信憑性をなくすであろう。

根本的な明確さのためには、法的判断そのものをその根拠とする決定を、法の実践的適用およびあれこれの状況の立証可能性を考慮して行うにすぎない決定から区別することが、当然ながら、要求される。この理由から、ここでは、一般的な原因的連関に関して最初になされた定式化にこだわること、すなわち、有責行動を純粹に心理的に定義して、この見解の修正が実践的理由から暗示された方向へなされる必要があるかどうか、なされる場合はどの程度かはまったく問題にしないというふうになるだろう。そうすることで、我々がいかなる一般的な原因的連関に我々の注意を向けなければならないかが立証されるはずである。そうすれば、今度はもっと広く、その連関のいかなる性質に関して責任性を確定すべきか、いかなる性質に関してはそれを除外すべきかを問うことができるだろう。この検証によって、我々の法感情はここで何らかの特定の答えを与えるものではないこと、逆に、責任性を根拠づける事情と、それを除外する事情の相違は、我々がかつて適合的原因構成と偶然的原因構成の概念について純理論的には互いに区別できないとした点において、ある程度曖昧にされていることが分かるように思える。とりわけ、行為がその結果に対して示す一般的可能性または促進性はいかなる大きさか、ここで境界づけようとしている一般的な原因的連関はいかなる等級かは不確かなものに思われる。確実なのはただ、その可能性がまったく最小限ならば、責任性は推定されないし、他方で、責任性の等級がより高い場合はその可能性は疑い得ないものと思えることである。家のドアの施

錠を義務とする者がある晩に限って怠ったとする。夜に開いたドアから強盗または窃盗犯がその家に押し入り、こうして所有権の侵害または殺傷に及んだとする。この事例は、強盗の侵入はドアがふつうに閉まっていたならば起こらなかったであろうこと、または、早めに気づいて被害なしですんでいたであろうときわめて明確に証明できるような事例が容易に考えられる。しかも、その過失は、それがなければ、その結果が生じなかったであろうという意味で、その違法的結果の原因である。その上、この過失は、窃盗・強盗行為をある部分で容易にすることで、一般的に、違法的結果の可能性を、たとい最小量においてであれ、増やしたということを否定はできない。にもかかわらず、何人もこのようなケースを刑法222条に含め、過失致死の通常ケースと同様に扱うことを正当とはみなさないだろう。それとは逆に、もし誰かが他人に軽傷を与えたとして、かなり稀れとはいえ、しかしまったく例外的なわけではない状況の連鎖によって、例えば、敗血症に感染するとかで、相手が死に至ったとき、その者はその死の責任を問われるべきかどうかについて、我々の法感情は確信をもって決断しないように思える。こういう例から、純粹に量的な変異によって責任性の判断は変化することにはつきり気づく。ある種の負傷が示す致死事案に至る一般的可能性が大きければ大きいほど、また、その負傷がより規則的に死を生じさせるほど、我々は個別事例においてそれだけ懸念なくその結果の適恰的原因構成および帰責を確定するだろう。傷害の種類、とりわけ、傷害行動のあり方が、その可能性がだんだん小さくなるように（ナイフで刺す、殴打、針で刺す）変化することを考えた場合、帰責はますます厳しいものとなり、最終的には、まったく受け入れがたいものに思えるようになる。

さらにまた、ここで考慮されるべきことは、我々はふつう、ある具体的なケースにおいて、有責な行動とは無関係の外的状況をさまざまな仕方で一般化できるということ、従って、有責な行動とある一定の結果との連関の等級は、さまざまなものとなることが珍しくない。上述の例において、たとい軽傷であっても、負傷者の特殊な生活環境の下で、一般に比べて、敗血症感染の著しく高い可能性を示すことがあるかもしれない。ここでこの一般化がどこまで及ぶか、個別事例のいかなる状況の下ではそれは無視されることができて、いかなる状況では無視できないかを述べることはどうやっても不可能である。我々が偶然的原因構成の類型として接した事例で責任性が除外されるということについては疑いの余地はない。ある結果の帰責可能性について判断を試みる時も、我々は、何よりもまず、絶対的偶然を排除し、それによって、その形態の、完全に認識もできず記述もできない極微小な特殊性についてその個別事例を一般化する。具体的事例はここで、有責当事者の行動に関してのみならず、それ以外のすべての事態に関しても、識別不能なまでにそれと似ているものとまとめられる。このきわめて狭義の一般化が、有責の行動をとおして違法的結果の促進をもたらさないならば、普遍的な原因的連関はいかなる意味でも確認されないし、結果の帰責も認められないと思われる。しかし、それ以外の一般化は必ずしもあっさりとも無意味なものとはされるわけではない。前にも述べたように、た

いていの場合、具体的事例の諸関係を普遍化する範囲が狭ければ狭いほど一般的な促進性の等級が高くなることを考えれば、ゆえに、ここでも一般的連関の等級と範囲はつねに同時に考慮されなければなるまい、ということが分かる。しかし、このとき責任性を根拠づける事情とそれを排除する事情との間の境界をどこに引くべきなのか、それに対して、我々の法感情の公準も対象の性質も、特定の手がかりを提供してくれはしない¹⁶。

こうして、私は、我々の法感情の要求を分析しようとする、一方では、刑法的責任性にとって、もし有責な行動の代わりに正常な行動があったならば、できごとの経過はどうなっていたら、という問いが重要であるという結論に至り、また他方では、有責な行動は、眼前にあるような類の違法的結果と、一般的に、原因的連関をなしているだろうか、いるとすれば、いかなる範囲・等級においてだろうか、という問いが重要であるという結論に至った。しかし、もし我々が単純に「ある違法的結果に対して責任がある者とは、ある有責な行動をとおして適恰的にその結果を引き起こした者だ」と単に述べるとすれば、そのような言い方では、満足できる境界の確定はなされていないことに注意せざるを得ない。この研究も、恒常的な変異可能性の内部における任意の一点の選択が問題になっている以上は、いくつかの点で、この境界画定はある程度恣意的なものに思える、という見解に我々を導いていく。——しかしながら、この結論に我々は立ち止まる必要はないだろう。むしろ、恣意的かもしれないが、何らかのやり方で、正確な標準化を手にすることができるかどうか（何はともあれ、法の実際の運用にとって大きな利点となるはずのもの）を、問うべきであろう。しかし、いずれにせよ、これもまた、きわめて小さな範囲のことで、まったく一般的ではない形で実行できることなのは明らかである。具体的原因構成という概念は、すでに見たように、具体的に生じた場合同様、どこでも同じ違法的結果とみなされ得るものが何なのか、正確に決定されることを必要とした。しかし、刑法が扱う違法行為は、我々がこの点で、普遍的な表現で正確な特定を行おうと期待するよりも、明らかに、はるかに多様である¹⁷。もっと重要なことは、有責な行動と結果の一般的な原因

16 こういったからといって、諸規定の実践的適用への配慮がこの方向である特定の兆候を出すことはないといつてはならない。現代においては、一般的な原因連関に関する問いは完全に拒否し、それとともに、例えば、絶対的致死性と相対的致死性の区別は認められないものとされ、責任性に根拠を与えない原因構成概念をまったく放棄する傾向がある。この方法は、その理論的根拠づけがまったく曖昧であるにもかかわらず、偶然的な原因構成という概念を狭く理解すればするほど、裁判にとって実践的に困難が少なくなるために、ある点までは承認されている。実際、ある行為は、結果に対する一般的な原因的連関が少なければ少ないほど、その結果を引き起こすことが少なくなる。だから、もしその連関の等級が帰責にとって十分だとみなされるよりも少なくなる方向へ境界をずらすならば、分類決定に対する困難を示す事例はどんどん少なくなるであろう。しかし、忘れてはならないことだが、いまは嫌われているその区別は、理論的に許されないものではなく、我々の法感情においても根拠づけなしですませることはできないし、また、今の法的手続きにしても、許容できる厳格さにとどまるべきであるとするならば、どこかに境界を確定すべきであり、少なくとも偶然的な原因構成の典型的な事例においては、責任性は排除しなければならない。

17 個別事例においてのみ、この関連で決定をくだすことが可能である。例えば、通常に行動していれば、患者の死が、少なくとも1時間（または1日）遅くなったであろうと推測できる場合に、医者または看護人がそ

的連関（それは、帰責にとって必要かつ十分でなければならない）のある種の固定化は、まったく実行不可能なものだと分かってしまうことである。一般的可能性または促進性の必要量は、ある一定の数値として提示できると思う人がいるかもしれない。しかし、いま示したように、この大きさは、たいてい一般化の範囲に左右されるので、ある特定の数値を選択したところで、不十分である。有責な行動が違法の結果に対して、少なくとも100分の1の可能性を表すとき、責任性が発生するとかど決めたところで、何の役にも立たないだろう。逆にいつも、複雑な数学的公式または規則の体系によってはじめて、現実的に十分な規定をもちたいと思う人もいるかもしれない。さらに、ここで問題となっている、個別の一般的可能性も、厳密な数値的表示はたいていの場合まったく与えられないと考えれば、帰責可能性の精密な標準化という課題は、具体的事例で疑念が湧き上がることは許されないわけで、そもそも解決不能であることが分かる。この結論において、基礎とした判断原理全体の失敗を認めるべきかどうかは、さしあたり未解決のままとしておきたい。最後の章で、別の原理の方がいい結果をもたらすかどうか、または、刑法の論理的方法論および諸対象の性質の中に、そういう困難が必然的に与えられているかどうかの問いを提起する機会があるだろう。ここではただ、検討されている原理は実践のためには、一見してそう思えるほどには、無益な結論に導くものとみなす必要はないという点に目を向けてもらいたい。事象の性質に則った精密な定式化が不可能で、従って、法則によって与えられることはできないときでも、それにもかかわらず、諸手続きのある一定の同質性を保持するということが、実践の十分解決可能な課題である。大審院が一連の権威ある判決によって多くの規範事例を生み出して、それ以外の事例に対して手がかりを与えてくれるならば、その課題は大いに軽減されるだろう。その課題さえ明確に認識されてしまえば、このやり方で、明白な非一貫性から解放された、十分満足できる方法が生み出され得るということは、私にはほとんど疑いないことに思える。いずれにせよ、その決定が、ここで検討されている根拠からみてまだ困難で不確実だと思えるような事例はめったにない例外をなすところまで行くであろう。

私は最後に、ここで展開されている責任性原理は理論的には新しいことを述べるものではなく、むしろ、すでに何度も提示された学説に、厳格な因果性理論の諸要求を満足させるような、客観的に少しだけ手を入れた形式を与えただけのものであることを述べておきたい。恐らく、これは、フォン・バルの理論と比較すると最もはっきりすることであろう。実際、彼の理論は、上述の考え方とほとんど正確に一致する。もちろん、ある種の必要な補足や精密化をさらに進めなければならないにしても、先に述べたように、フォン・バルは「本来の原因」という概念から出発した。そこから、誰かが刑法上の意味でいつある結果の原因となったかという

の患者の死に対して責任があるだろうと、特定できるかもしれない。しかし、そういう決定が大きな利点をもたらすかどうかは、非常に疑わしいように思えるかもしれない。

問いは、彼にあっては、根本においては確かに、誰かがある結果にとって法的にいつ責任があるものとしてできるか、を意味する。しかし、その答えは、それ以外の事例においても原因と条件の区別を保証するものとして、定式化される。それゆえに、その定式化は、何よりも先ず、かなり曖昧なものである。「刑法的な意味で、ある結果の原因とされるのは、ある人物であるが、その人物が、人間生活の現象の、ふだんは規則的と思われる経過が別のものになる条件として想定される、そのかぎりにおいてである」。しかし、研究の今後の展開において、フォン・バルはこの基準を、二つの、完全に別々の部分に分け、責任性に対して、第一に、行為そのものが生活の規則から逸脱するものであること、そして、第二に、「生活の規則に照らして」その行為は有害な結果をもたらす、つまり、さらに他の生活の規則から逸脱したできごとが加わることによらずとも、もたらすものであることを要求する。この定式化には、規則に即したものと規則に違反するものの対立がいくつかの、十分に切り離されるべき意味をもつという欠陥がついてまわる。その対立をさらに正確に吟味すると、上述の基準のうち第一と第二の基準の中でその意味を綿密に区別することが必要であると、最初のうちは思えるだろう。その行為が生活の規則から逸脱したものであることは、明らかに、大多数の近年の刑法学者たちが（より明確に、よりの確に、と私には思えるが）行為の有責性と呼ぶものと同様に、責任性の必要要件である¹⁸。これに対して、第二の条件、すなわち、生活の規則から逸脱したそれ以外のできごとを付加せずとも、その行為がその結果をもたらすということは、ここでの規則に沿ったことと規則に反することが日常的と非日常的の意味で区別されるときに初めて、適合的原因構成の要請と合致する¹⁹。にもかかわらず、全体では、ここで検討する必要なさそうな違いがいくつもあり得るわけだが、フォン・バルの主因理論の基礎に、本論文でも前提としたのと同じ考えがあることに疑いの余地はない。厳密な因果性理論との矛盾は、フォン・バルの学説が繰り返し非難されてきたことであるが、それは、ここでなされた詳述によって、すべての点において

18 もちろん、ここで有責性について語るときは、刑法上のそれであって、フォン・バルの公式のように、民法上の責任性についてではない。当面は明らかに、この、まったく異なる種類の責任性を一つの公式にまとめる緊急の必要性はない。民法の領域においても類似の基準はそれ自身として探究されるべきものであろうし、共通の定式化が可能であり有益であるかどうかは、そのとき明らかになるだろう。

19 まさしくこの点で、可能性理論ははるかに明確なものであることが分かる。それによれば、第2の有責な行為があるとして、それが当該の事情の下では、例外ではなく、規則として現れるならば、その介入によって元来の責任は排除されないことを認識できる。もし誰かが私の時計を夜間に、にぎやかな通りに面した家の一階の窓の前に置くとすると、時計の窃盗という不法行為が、頻度の意味では規則となるだろう。彼はそうすることで、この紛失の適合的原因となったわけで、時計を壊したり水中に投げたりした場合とまったく同様に、このことで絶対的に責任を負わせられるべきだと、私には思われる。なぜならば、もし任意のケースにおいて、第二の共因となる行為の有責性ゆえに責任を免除しようと思うのなら、これらは別々に特定され、それぞれ原理的に根拠づけられることが、やはり絶対に必要だからである。可能性理論はさらに、規則に即したことと規則に反することの対比によって、境界設定の実際の困難が単純に覆い隠されることを示している。なぜならば、ここで有責性が問題にならない限り、我々が関係するのは、質的相違ではなく、単なる量的相違、相対的頻度の大小のみであるから。

解消したように思われるし、概して、彼は正しかったように思う。

フライブルク（ブライスガウ）

J・フォン・クリース

マックス・ウェーバーとフォン・クリース —— 方法論の時代 ——

山田 吉二郎

1. はじめに

ここに私たちが共同で訳出したフォン・クリースの論文「客観的可能性という概念とその若干の応用について」²⁰は、マックス・ウェーバーの方法論的著作において頻繁に言及されているものなので、ウェーバー読者には親しいものであり、またきわめて重要なものと思われるので、私たち自身の勉強のためもあって、翻訳を試みた。決定訳のつもりは毛頭なく、あくまで「試訳」であるから、お読みになる方がドイツ語のテキストを傍らに置いて私たちの誤読または不注意を訂正してくださることを期待している。ドイツ語原文テキストは当時の学術雑誌「季刊科学哲学」に3回に分けて掲載された(脚注20参照)。この雑誌は古いものであるが、日本のいくつかの図書館が所蔵していて、テキストは割と簡単に入手できる。何分にも長い論文なので、一挙掲載はむずかしかったのであろう。私たちの訳も同じ理由で分載となり、今回は「その1」である。

フォン・クリース(1853-1928)の経歴に関しては、百科事典に載っていること以上のことはほとんど何も知らない。ウェーバーはフライブルク時代(1893-1896)にフォン・クリースと親しかったことが、マリアンネの回想録に出てくる²¹。ウェーバーが「文化科学の論理学の領域における批判的研究」(1906)の中で「すぐれた生理学者フォン・クリース」²²と書いており、彼の専門は生理学であるが、ウェーバーとの関連で重要なものは論理学に関する著作である。専門分化が極端に進行している現代では、自然科学と人文科学の双方で一流であることはほとんど不可能であるが、100年前のドイツでは必ずしもそうではなかった。だから、フォン・クリースは生理学者でありながら、論理学の造詣も深い多才な人であった、と考えるならば、それは少し違っているかもしれない。それをいうなら、ウェーバーはもっと多才である。彼らの「多

20 Johannes von Kries, „Über den Begriff der objektiven Möglichkeit und einige Anwendungen desselben“, *Vierteljahrsschrift für wissenschaftliche Philosophie*, XII, 1888, S. 179-240, 287-323, 393-428. なお、以下では「客観的可能性」論文と略称する。

21 マリアンネ・ウェーバー著、大久保和郎訳「マックス・ウェーバー」(みすず書房、2008)、pp. 164, 246, 248.

22 森岡弘通訳「歴史は科学か」、みすず書房、1975、p. 182.

才さ」がここで問題なのではなく、科学のいかなる学科を専攻しようと、学の基礎(Grundlage)を改めて問いなおし定義しなおすこと、すなわち「方法論の構築」こそが緊急の課題だという自覚、そして諸科学の基礎は共通しているのではないかという予測が、この時代——19世紀から20世紀への変わり目——の多くの人々に共通にあったということが重要である(こういうことの考察を当時「科学論」Wissenschaftslehreと呼んだ)。これが、いわゆる「新カント派」の時代であり、それは、端的に言えば、「方法論の時代」であった。

「新カント派」と総称される人々の「方法論構築」には、大きく分けて、三つの中心的領域があったように思える、すなわち、法哲学、科学論、そして歴史哲学である。フォン・クリースの「客観的可能性」論文が法学理論(特に刑法理論)の再検討をきっかけとしていることは、一読して明らかである。(新カント派の法哲学の代表的存在がR・シュタムラーであり、ウェーバーが執拗なシュタムラー批判²³を行う文脈も同じくこれとの関連で理解すべきであろう。)上記三領域における共通課題の一つに「認識の客観性」の基礎づけの問題があり、この点からも、フォン・クリースの「客観的可能性」論文の、ウェーバー方法論構築に対してもった意味がうかがえる。ウェーバーが上記三領域のすべてにおいて発言していることは、ウェーバーの方法論構築の大きな特徴であろうと思う。なぜなら、方法論構築は必ずしも全方的でなければならないということはないから。科学論に関してフッサールが「論理学研究」(初版1900年)において「科学論としての論理学の可能性と資格」²⁴を論じているように、論理学は20世紀において「科学論」として復活するだろうというのが、新カント派の思想家たちの共通理解であったように思える。ウェーバーの論文の表題に「文化科学の論理学」とあるのは、この時代の思想傾向と言葉使いを端的に示すものと言える。歴史哲学に関しては、ジンメル「歴史哲学の諸問題」(初版1892年)について後で触れなければならない。

さて、フォン・クリースの論理学関連の著作・論文を刊行順に挙げると、①「確率論の原理」²⁵(1886) ②「客観的可能性」論文(1888) ③「蓋然性と可能性の概念および刑法におけるそれらの意義について」²⁶(1889) ④「論理学」²⁷(1916)となる。ウェーバーが自身の方法論形成にあたって読んだのは①と②であり、③を読んだかどうかは確認できていない。③は前二著を要約した短いものなので、これに言及する必要はないようなものであるが、ただこの中で②を引用する際に著者が表示するページが掲載雑誌「季刊科学哲学」のページと異なるので、②は雑誌掲載直後に単行本として出版されたのかもしれない。しかし、それについて誰も何も言わないのは

23 松井秀親訳「R・シュタムラーにおける唯物史観の《克服》」(1907)、河出書房「世界の偉大思想」II-7、1969。

24 立松弘孝訳「論理学研究 I」、みすず書房、1985。訳では「学問論」とあるが、改めた。

25 *Die Prinzipien der Wahrscheinlichkeits-Rechnung. Eine logische Untersuchung*, Freiburg, 1886.

26 „Über die Begriffe der Wahrscheinlichkeit und Möglichkeit und ihre Bedeutung im Strafrechte“, *Zeitschrift für die gesamte Strafrechtswissenschaft*, B. 9, Berlin, 1889, S. 528-537.

27 *Logik: Grundzüge einer kritischen und formalen Urteilslehre*, Tübingen, 1916.

どうしてなのか、まったく不明である。④は刊行の年次からいって、ウェーバーの関連では取り上げない。

2. ロシアの新カント主義者たち（その1）—— A・チュプローフ

上で触れた論文「文化科学の論理学の領域における批判的研究」の注において、ウェーバーはフォン・クリースに関連して三人のロシア人学者の名前を挙げている。すなわち、B・キスチャコフスキー（1868-1920）、L・ポルトキューヴィチ（1868-1931）、A・チュプローフ（1874-1926）の三人である。いずれも当時のドイツの大学で勉強していた若い研究者たちで、キスチャコフスキーは法学を、後二者は統計学を学んでいた。この三人はそれぞれの学問的関心からフォン・クリースを読んで、その評価を論文として発表している。ウェーバーはフォン・クリースについて自身の論文を発表する前に、この三人の論文を綿密に読んでいる。ポルトキューヴィチに関しては私の勉強が及んでいないので、ここではチュプローフとキスチャコフスキーについて、ウェーバーおよびフォン・クリースとのかかわりの範囲内で少し述べたい。

ウェーバーが「残念ながら手に入らなかった」²⁸と述べている、チュプローフがブロックハウス・エフロン百科事典に書いた「道徳統計学」の項目²⁹にフォン・クリースの業績への言及がある。

「クリースは、確率理論の論理的基盤に対して包括的で繊細な分析を行った。エッジワース、レーア、ヴェスタゴール、ポルトキューヴィチは統計学的研究手法の彫琢を行った。確率理論のこの動きと並行して、人口学の諸問題の数学的解明が進み、集合と偏差という統計学にとって基礎的な概念の練磨がもたらされた。新学派の仕事はまだ終わっていない。なされた多くのことが未完であり、ばらばらのままで統合されていないし、体系をなしていない。しかし、統計学のすべての領域において、すでに新しい思想の生き生きとした息吹きが感じられる。道徳統計学もまたそれに触れている。これに関連して、新学派のいくつかの命題に触れておく必要がある」³⁰

この文章から私たちが読み取らなければならないのは、統計学においても、他のさまざまなディシプリンにおけると同様に、「学の基礎」の見なおしが行われているということ、すべては現状において「未完で」「ばらばらのままで」ある（つまり、方法論構築の途上にある）が、同時に「新しい思想の生き生きとした息吹きを感じられる」、すなわち、新しい「体系」は必ずな

28 「歴史は科学か」、p. 222。

29 *Энциклопедический словарь Брокгауза и Ефрона*, т. 41, 1897, «Нравственная статистика», стр. 403-408.

30 Там же, стр. 407.

るだろうという期待と確信であろう。変化の最前線の報告が、百科事典という「既成権威」の媒体に平然と紛れ込んでいる面白さ！

「確率理論を統計学に応用する基礎には、ジクヴァルトによって導入されクリースによって展開された客観的可能性という概念がある。この概念は一見したところ、因果法則と対立するもののように見える」³¹（強調山田、以下、断りが無い限り同じ）

（「新しい思想の生き生きとした息吹き」の一つとしてフォン・クリースが展開する）「客観的可能性」という重要概念を「導入」したのはジクヴァルトであるということの意味を私はまだ確認できないでいる（フォン・クリースの論文にはジクヴァルトへの言及はない）。この件はしばらく保留として、フォン・クリースの論文に限定して読解する場合、「客観的可能性」概念が「因果法則との対立」（ただし「一見したところ」!）のうちに構想されてくるという指摘は正確である。文化科学の領域に「因果法則」はあり得るのか、すなわち、特定の原因は必ず特定の結果を伴うもので、その「法則」を発見することがその認識の「客観性」を保証するという、自然科学の領域では常識となっているように見える考え方は、文化科学には十分には適合しないもので、何か新しい考え方が必要ではないかということ、——ここに、方法論的模索の重要な出発点（の一つ）があったことは明らかである。ある原因がツネにある結果を生むわけではなく、他の結果をもたらすことが予測できて、しかもその判断に「客観性」があるということがどうして言えるのか、——これは、この時代の文化科学（社会科学）の多くの研究者たちが共通の関心事として取り組んでいたことで、それを「客観的可能性」という概念で簡潔に表現したことはフォン・クリースの大きな業績である。（近代社会形成要因としての）資本主義が西欧社会でのみ成立したのはなぜか（多くの要因は他の社会にも共通に存在していたのに）を考えていたウェーバーがフォン・クリースに注目したのは当然と言える。

「問題は、科学的研究が立ち向かうすべての現象はきわめて複雑であり、その原因も複雑だということにある。いったん原因 A がその複雑さと明確さにおいてすべて与えられれば、その現象は必然的であって、他のすべては不可能となる。しかし、そこにあるのがすべての原因でなくてその一部であるとき、考察される結果は必然的であることをやめて、単に可能的なものとなる。なぜならば、それ以外にもあらゆる現象が当該の条件の任意の補充から、しかも、 A を形成しないような補充から生じてくるのが可能だから。こうして、必然的因果関係の他に、可能的関係を考慮しなければならないわけで、後者の種々様々な形態がクリースによって華麗・十全に考察されている。それらの特徴は、結果が原因の一部とのみ関係づけられている点

31 Там же.

にある。可能的因果関係の分析的研究は統計学的方法の論理的機能であり、一方、必然的関係の分析的研究は帰納法の一部となる。客観的可能性は大きくもなるし小さくもなる。その量的表現にとっては、数学的確率という名をもつ特別の数的特徴づけが役に立つ³²（この強調はチュプローフ）

フォン・クリースの述べるところを理解するには、原因を単一のものとしてではなく、構成されたものとしてイメージすることが重要であり、その意味でここでもチュプローフの叙述は正確である。ただし、フォン・クリースは「可能性」という名詞は使うが、「可能的」という形容詞はほとんど使わない。だから、「可能的因果関係」というチュプローフ独自の概念についてフォン・クリースがどう言うかは分からない。「可能的因果関係は統計学的方法の論理的機能である」は、「可能的因果関係」という概念こそ新しい統計学の方法論であると言い換えることができるはずであるが、これはすでにフォン・クリースではなく、チュプローフ自身の発言である。

チュプローフは、別の論文(ウェーバーはこれを読んだ)「統計学理論の課題」³³でも、蓋然性と因果性の問題を論じて、フォン・クリースに言及している。

「確率論それ自体が因果関係の確定の手段とならなければならない。蓋然性の論理学の分野における最近の業績——とりわけフォン・クリースの業績を挙げておきたい——によって、蓋然性は因果性ときわめて密接な関係に置かれたので、両者を隔てていた深淵に橋を架けることはもはやむずかしいことではない」³⁴

上で述べたように、科学的認識の「客観性」を保証するものとしての「因果関係の確定」は、自然科学および文化科学の双方にとって、方法論的考察の要の一つであるが、チュプローフは、新しい統計学の方法論形成によって、すなわち、「蓋然性と因果性の間の深淵への架橋」によって、広く文化科学全般の方法論確立に統計学を役立てようとしている。これが、この論文の表題にある「統計学理論の課題」であって、その意図はウェーバーにとっても共感できるものだったはずである。彼もまた、自然科学と文化科学の方法論の差異ではなく、むしろその共通性の確立を目指していたから。

32 Там же.

33 A. A. Tschuprow, „Die Aufgaben der Theorie der Statistik“, *Jahrbuch für Gesetzgebung, Verwaltung und Volkswirtschaft im Deutschen Reich*, Zweites Heft, Leipzig, 1905, S. 11-70. この論文にはロシア語訳があるが、チュプローフ自身の訳ではないので、ドイツ語版を定本とすべきであろう。ロシア語訳は、チュプローフ「統計学の諸問題」(モスクワ、1960)に収められている。A. A. Чупров, *Вопросы статистики*, Москва, 1960, «Задача теории статистики», стр. 43-90.

34 Tschuprow, „Die Aufgaben...“, S. 14.

ところで、もし文化科学にとって原因を「複雑」なもの・構成されたものとみなすことが必須であるということになると、そこにはただちに、単純原因説にはなかった二つの新しい問題が生じてくる。その一つは、要するに、原因が複数の構成要素に分かれることになって、そうすると次に、その構成要素間の関係が問われるわけで、それが解明されないうちは理解が進展しないとみなされること、もう一つは、個別の事例において原因が「その複雑さと明確さにおいてすべて与えられている」のか、それとも欠けるところがあるのかの識別、また、原因以外の要素（すなわち「条件」³⁵）の参与もあったとした場合、原因と条件の識別がどうして可能となるのか、——この二つである。後者の問題に対するフォン・クリースの解答が有名な「ノモス論的知識」の概念で、これも新しい方法論構築に対するフォン・クリースの貢献の一つである。

チュプローフは「原因の複数性」について次のように述べる。現象の集合（または連続） ABC がその結果として $A'B'C'$ をもたらした場合、 A は A' の原因であり、 A' は A の結果である等々とみなすことは、ミルが「論理学体系」で執拗に指摘したように、即断である。なぜなら、ある結果をもたらす原因は一つとは限らないわけで、例えば、熱は太陽のせいであることもあれば、摩擦によるもの、化学変化によるもの等々とさまざまである。 A' がつねに A の結果だと思いつくことは、熱はつねに太陽によるものと思いつくことに等しい。結果 A' の原因は A かもしれないが、 B または C かもしれない。

では、どう考えるのがいいかというと、観察のレベルをより精密にして、現象 A がより細かい現象 a, b, c, d に、同じく現象 A' は a', b', c', d' に分割できることを発見するとする。この細かい原因の組み合わせがどのような結果をもたらすかを観察することで、 a' が a の結果であり、 b' が b の結果であること等々を確定することができるだろう。この確定は確率論によって可能となる。

「抽象的な図式のうちに、この分析的やり方は、本来、どこまでも続けて行くことが可能であるが、しかし、同じやり方で、ちょうど限度がないかのように見える物質の分解可能性にもかかわらず我々が分子または原子に行き着くように、原因および結果複合体の分割可能性もある限界に行き着くことが必然である。そのとき、原因と結果のこの限界要素(Grenzelemente)を、これ以上の分割を企ててはならないものとして、要素的原因(Elementarursachen)および要素的结果(Elementarwirkungen)と呼ぶならば、帰納的研究の課題は、諸要素の複雑なグループ間の、経験によって与えられた関係にもとづいて、要素的原因と要素的结果の間の関連性を発

35 「原因」と「条件」の概念区分はJ・S・ミルに由来する。「結果と単一の先行者の間に一定不変の連続関係があるということは、皆無とは言わないまでも、稀れである。ふつうは、結果とその先行者たちの総体の間の関係であって、結果を生み出すには、つまり、その結果が後続することを確信するためには、それらすべての共起が必要とされる。そういう場合、先行者の中の一つを原因という名称で呼び、他は単に条件と呼ぶことがふつうである」(System of Logik, 8th ed., V. I, Book III, Chapter V, London, 1872, p. 378)。

見ることと思える。そのとき、一つの要素的原因と一つの要素の結果の間のそういう関係性は、厳密な意味での自然法則と呼ばれるべきものを表すようにみえる」³⁶

チュプローフはこの引用部分に「ジンメル『歴史哲学の諸問題』、pp. 34-36」という注を付している。注のつけ方がやや大雑把なので、ジンメルの本の初版（1892）なのか第二版（1905）なのか、はっきりしない。よく知られているように、この著書の初版と第二版（およびそれ以後の版を含む）はテキストの異同が甚だしいので、その特定は重要である。時期的に言って、初版であろうと思うが、第二版の可能性も否定できない。とりあえずこの点は保留にして、チュプローフがジンメルの本のどの部分を念頭においているかを推定することはさほどむずかしくはない。それは「第二部：歴史的法則について」にある。ジンメルテキスト（初版）で対応すると思われる箇所を引いてみる。

「我々が先ず、一つの全体状態 A が状態 B に移行するのを見るとき、この継起は法則的なものと思われるかもしれない。ところが我々は、A は構成部分 (Bestandteile) a b c から、B は $\alpha\beta\gamma$ から合成されていることを確認する。さて、たとえば a が結果 α をもたらしたと認識されるのは、A' から結果 B' が生じて、その際、A' は a d e から、B' は $\alpha\delta\epsilon$ から成っている場合である。この認識の行程をさらにたどって、a と α もそれぞれ部分経過 [Teilvorgänge]（それら相互の関係は特殊な法則に従っている）に分解され、結局はすべての生起 (Geschehen) の要素に、すなわち、最小部分の関係を相互に規制する諸法則——それらが協働して複合的事実を現象の表面で規定している諸法則——に到達しなければならない。

「この究極的要素 (letzte Elemente) の働きが確認されたところではじめて、生起の本来の法則について語る事ができる」³⁷

ジンメルがここで述べていることは、歴史が科学であるための条件（すなわち、方法論）についてである。二つのことが語られている。一つは、すべての現象を「生起の要素」にまで分解すること、次に、それら要素間の関係を規定する法則を見出すこと、である。「究極的要素の働き」に関する法則は「生起の本来の法則」であって、チュプローフのいう「厳密な意味での自然法則」に近いものとして、歴史的認識の客観性を保証するものとなる。もちろん、チュプローフについて指摘したのと同じ問題がここでも残っている。すなわち、我々によって発見される「要素」が「究極的」なものとしてどうして分かるのか、また、我々によって発見される「法則」がどうして「本来の法則」とみなされ得るのか、——この二つである。ジンメルは少し先

36 Tschuprow, „Die Aufgaben...“, S. 18-19.

37 G. Simmel, *Gesamtausgabe*, B. 2, Frankfurt, 1989, S. 340.

の方でこう述べている。

「我々が集合的結果のみを知る限り、我々はすべての新たな複合的事実に対して、その因果的結合に関してはまったく無知のままに直面することになる。なぜならば、それがなお多くの点で以前確認された事実と一致しようとも、ほんの小さな逸脱でもその結果の規定を空しくするのに十分だから。なぜなら、部分原因 (Teilursachen) と部分結果 (Teilwirkungen) への分解を欠くならば、我々は、原因における変化が、以前観察された結果のどの部分を変化させるだろうかを知り得ないから。我々がその結合の歴史的法則を求めている諸事象はきわめて多くの成因から構成されているので、時間・空間の別の点において生じるものの正確な反復は不可能と明言して差し支えない。しかし、あるものとその結果の観察から引き出された法則は、結果をその完全に同一物の反復とみなすわけで、我々は、要素的部分因果性 (die elementaren Teilkausalitäten)の認識がないとき、その変化が後のできごとを前のできごととの函数として産出することを可能とするところの要因を知ることがない。……それ〔法則〕はその一つの事例において費消されていて、何ものに対してもそれ以上の応用はできない」³⁸

チュプローフのいう「要素的原因」「要素的結果」は、そのままの形ではジンメルの「歴史哲学の諸問題」には出てこないが、上の二つの引用の、特に下線を施した部分に、チュプローフ的概念が直結していることは明らかであろう。同時にそれは、チュプローフの「要素的」概念をジンメルの「歴史的法則」探究の文脈において理解している（または、理解しなければならぬ）ということ語っている。それが、非経験的・純粹形式的な、いわゆる「普遍妥当的」であることをめざした、この時代の方法論的議論の顕著な特性である。

3. ロシアの新カント主義者たち（その2）—— B・キスチャコフスキー

キスチャコフスキーの思想的履歴は典型的な新カント派と言える。ヴィンデルバントとジンメルの下で哲学を学び、博士号を取得、さらにイエリネクの下で法哲学を学んだ。ウェーバーおよびフォン・クリースとの関連で取り上げなければならない論文は『『ロシア社会学派』と社会的・倫理的諸問題解決における可能性カテゴリー』（1902）³⁹である。ウェーバーがキスチャコ

38 *Ebenda*, S. 341.

39 Б. А. Кистьяковский, ««Русская социологическая школа» и категория возможности при решении социально — этических проблем», *Социальные науки и право*, М., 1916. キスチャコフスキーは、この(1916年版の)著書の注でこう述べている。「この論文の初出は論集『觀念論の諸問題』（モスクワ、1902、pp. 297-393）である。再掲載にあたって少し省略を行った。論文の表題がすでに示しているように、『ロシア社会学派』の完全な文学的または科学的性格づけを行うことは私の目的には入っていなかった。この学派の思想の源泉の研究も私の課題ではなかったので、私はミハイロフスキーの先行者については触れなかった。私はロシア社会学派の理論を、可能性のカテゴリーを社会現象一般に適用する問題、および特に社会的・

フスキーに言及するのは、やはり、「文化科学の論理学」の注においてで、最初の言及は次のようなものである。

「この定式は、ロシア社会学派（ミハイロフスキー、カレーエフ等）によく見られたある考え方を思い起こさせる。『観念論の諸問題』（ノヴゴロツェフ編集、モスクワ、1902年）所収の Th・キスチャコフスキーの論文『“ロシア社会学派”と社会科学的諸問題解決における可能性カテゴリー』がそれを論じていて、この論文にはあとでまた触れる」⁴⁰

ここで言われている「ロシア社会学派」はミハイロフスキー（1842-1904）を中心とするいわゆるナロードニキの思想家たちを指す。カレーエフ（1850-1931）もその一人。キスチャコフスキーの論文の表題は少し不正確である。「Th.」とあるのは、キスチャコフスキーがドイツでは Theodor と名のっていたためである（ロシア名 Bogdan = 「神の賜物」のドイツ語版）。「この定式」とあるのは、可能性に関するマイヤーの、次のような考え方を指している。

「p. 46には『一般者』は『本質的に（？）消極的に、より正確に定式化すれば、限定的に』作用する『前提』、つまり『歴史の個別形態の無限の可能性を含む』ところの『限界』を設定する『前提』として現れ、他方、これらの可能性の中で何が『現実』となるかの問題は、『歴史的生のより高度な（？）個性的な要因』に依存する、とある」⁴¹

この引用だけでは少し分かりづらいが、要するに、マイヤーの考えは、「歴史の個別形態」に含まれている「無限の客観性」のうちでどれが実現するかは、「歴史的生のより高度な、個性的

倫理的諸問題の解決に適用するというまったく特定の問題との関連で検討する。しかし、可能性の理念は、私が大量の例において示すように、ロシア社会学派の思想構造において支配的な位置を占めており、彼らの社会学体系の不可欠の部分となっている倫理的諸問題の解決に巨大な影響を及ぼしている。ロシア社会学派の理論的構造にとって可能性の理念の意味の叙述と分析は、結果として、彼らの見解の完全に一貫した絵を与えることになる。確かに、この絵の中にはミハイロフスキーと他のロシア社会学派たちの世界観のある側面は入ってこないが、しかし、これらの側面は、別の種類の認識論的問題との関連で考察されるはずである。なぜならば、それらについての正しい判断はミハイロフスキーの社会科学的概念形成方法の分析に立脚してのみ可能だから。彼のそのような概念のペア『単純な協働と複雑な協働』『発展の有機的タイプと非有機的タイプ』『組成と全一』『労働の生理的分化と経済的分化』『理想的タイプと実践的タイプ』『英雄と群集』『自由民と活動家』『名誉と良心』その他、これら、ミハイロフスキーが生涯にわたって駆使した概念は、それらを分析し批判する際に必要とされるだろう労苦に値するものである。なぜならば、それらを例にとることによって、社会科学的概念をそうやって構築してはならないということを特に明瞭に示すことができるから。すでに、これらの概念の各々の定義が、単純に反対物を形成することで作られていること、ミハイロフスキーの全思考が概念の二重性のうちを巡回しているという事態の分析が多くのことを解明してくれるだろう。しかし、残念ながら、我々はここで、これらの問題の検討を行うわけには行かない」（cf. 30-31）。

40 M. Weber, *Gesammelte Aufsätze zur Wissenschaftslehre*, Tübingen, 1968, S. 230.

41 *Ebenda*.

な要因」によるとするもので、これはフォン・クリースの「客観的可能性」とはまったく異なる考え方である。二カ所の(?)はウェーバーのもの。特に、二つ目の(?)は、「歴史的生の個性的な要因」が「一般的な要因」よりも「より高度」だとする主張に対する疑問である。

別の注においても、ウェーバーはキスチャコフスキーのこの論文に言及している。

「キスチャコフスキーの批判(『観念論の諸問題』の、先に引用した論文、p. 378 ff)は、詳しい説明を控えて、さしあたりただ大まかなスケッチにとどまっているが、これには私は賛成できない。彼は先ず、この理論がミルの論理学にもとづく誤った原因概念を用いていること(p. 379)、特に『構成されている』と『部分原因』のカテゴリーの使用を非難する。カテゴリーのこの使用は因果性の擬人的解釈(『作用』という意味で)にもとづいているから、という。しかし『作用』、または、意味からすればまったく同じであるが、より無色に表現すれば『因果の絆』の考えは、それだけでは、個別的・質的な変化系列に狙いを定めるすべての因果的観察からまったく切り離しがたい。……ミルの理論とクリースの理論との対立点は、クリース自身が、私の考えでは、きわめて納得の行くやり方で説明した(前掲書、p. 107)」⁴²

下線を施した部分、フォン・クリースがミルの「誤った原因概念」を使用しているというキスチャコフスキーの批判は、私たちの翻訳テキストの最初のページにある「現実が生じるすべてのできごとは、あらかじめ存在する諸関係の全体をとおして、必然的にもたらされる」を念頭においている。念のため、ミルの「論理学体系」から該当箇所を引用しておく。

「現在の諸事実の全体は、すべての過去の事実の、より直接には、直前の瞬間に存在していた事実すべての、絶対確実な結果である。だから、ここには大きな継起があるわけで、我々はそれが一体であることを知っている。もし全宇宙の先行状態の全体が繰り返すことがあるなら、現在の状態がもう一度生じるだろう。問題は、どうやってこの複雑な一体性を、それを構成しているより単純な諸一体性へと分解し、巨大な先行者の各部分に、それぞれ対応する後続者をどうやって割り当てるか、である」⁴³

キスチャコフスキーが因果性のこういう考え方に強く反発したのはなぜかについては別の機会に詳しく論じたいと思っているので、ここでは深入りを避ける。ウェーバーが述べている「擬人的解釈」についても、キスチャコフスキーがどういう意味でこう言ったのか、必ずしも明確ではない。その部分だけを引いてみる。

42 *Ebenda*, S. 269-270.

43 Mill, *System of Logik*, V. I, Book III, Chapter VII, p. 437.

「我々が現象を因果連関において考察する限り、我々はそれを必然的なものと見なければならず、それを可能なものとする権利はない。なぜならば、因果的に、すなわち必然的に関連する諸現象の断絶のない連鎖の断絶は、原因および因果関係の擬人的理解（ここでは、個々の原因の一つ一つが固有の系列の始点とみなされる）の視点からのみ許されるから。このように、最後の原因はそれ自体として必然でも可能でもなくて、状況によってどちらにもなる。こう考えれば、複雑な原因という観念およびそれと結びついた『可能的因果関係』という論理的に矛盾する概念が、因果関係の擬人的理解の典型的事例の一つであることは明らかである」⁴⁴（強調原文）

ミルの原因観を教条的に理解しなければならないとすれば、確かに、この下線部のように言うてよさそうである。フォン・クリースがミルに依拠しながら「客観的可能性」について述べるのは「論理的に矛盾する」というわけである。ただし、ミルにしても、フォン・クリースにしても、「すべての過去の事実」を知ることが人間にとって可能であるとは思っていないので、その意味で「可能的因果関係」を想定することができるだろうと思う。キスチャコフスキーの「擬人的理解」は難解であるが、「個々の原因の一つ一つ」とあるところからすると、またウェーバーが「『作用』という意味で」と注記していることを考え合わせると、「複数の原因が力を合わせて、一つの結果をもたらす」という考え方を「擬人的理解」として退けようとしているように見える。

ウェーバーが、ミルとフォン・クリースの「対立点」について「前掲書、p. 107」と述べているのは明らかに間違いで（「客観的可能性」論文には該当するページがないから）、恐らく「p. 207」とあるべきところであろう。本翻訳テキストで言えば、p. 153の「主因」を論じた箇所を指す。複数の原因から何かを「主因」として選び出すことは、確かに、恣意的であり得るが、「それでも、さまざまな原因的契機の重要性は、それらがある結果に対して表す一般的可能性にもとづいて、互いに比較することができるであろう」と述べられていることに注目すべきである。比較の基準となる「一般的可能性」とは何かを考えることが、フォン・クリースの思考を理解する鍵となる。

4. ラートブルフの批判

G・ラートブルフ（1878-1949）の「適合的原因構成論」⁴⁵（1902）は、法哲学の立場から、フォン・クリースが提唱した「適合的原因構成」という概念を詳細に考察・批判したものである。この概念は、「客観的可能性」「ノモス論的知識」と並んで、フォン・クリースが文化科学の論理学領域に導入した新概念の一つであり、日本の刑法学においても「相当因果関係」という訳

44 Кистяковский, *Социальные науки и право*, стр. 106-107.

45 G. Radbruch, *Die Lehre von der adäquaten Verursachung*, *Gesamtausgabe*, Band 7, Heidelberg, 1995.

語で定着している。ただし、私はこの訳語を使いこなす自信がないので、あえて「適合的原因構成」とした（これについては後でまた触れる）。ラートブルフが序文で述べている、19世紀末のドイツ法学における因果性論争について何かを語る準備を私は現時点でもっていないので、著者が書いていることを要約するのみであるが、その論争は、ある結果の原因であるということと、ある結果に対して責任（Schuld または Verschulden）があるということの関係の問題、すなわち、原因＝責任なのか、原因＞責任なのか、の問題であった。さまざまな学説が戦い合う中で、

「決定戦は、各条件を原因とよぶ学説と、抽象的・論理的視点から特定された条件を強調するもので、適合的原因構成説に統合される学説の間で戦われるであろう。前者、ブーリ理論は支配的なものとみなされている。しかし、適合的原因構成説にはつねに多数の支持者が、特に民法学者の間にいる。我が国の大審院はこの考え方の分裂を反映している。大審院刑事法廷はフォン・ブーリ理論を支持し、同民事法廷はフォン・バル理論を支持している。

「以下の研究は、適合的原因構成の概念を批判し、それと現行法との関係を検証しつつ、その応用の可能性と必然性を研究することによって、二つの対立する学説の調停に寄与することを目指す」⁴⁶

最初の下線部「各条件を原因と呼ぶ」は少し分かりづらいが、「条件の一つ一つを、それぞれの等級において、原因と呼ぶ」という考え方。これに対して、適合的原因構成説は「抽象的・論理的視点から特定された条件を強調する」とラートブルフが述べる時、この「抽象的・論理的」は、フォン・クリースが多用する「一般的」と同意であることに気づくことが重要である。つまり、それらは「具体的」「個性的」「恣意的」の反意語として使われている。適合的原因構成は「抽象的・論理的視点から特定された条件を強調する」ことによってなされるというラートブルフの叙述から、ウェーバーの「理念型」の説明、例えば、「思考によって構成されるこの像は、歴史的・生活の特定の関係と事象とを結びつけ、考えられる連関の、それ自体として矛盾のない宇宙をつくりあげる。内容上、この構成像は、実在の特定の要素を、思考の上で高めてえられる、ひとつのユートピアの性格を帯びている」⁴⁷を思い起こしてもいいだろうか。下線部の「特定の要素を、思考の上で高めて」について「いかなる視点から」がここでは言われていないが、それが「文化意義」の視点であることは周知のことである。ただし、多様で雑多な文化現象のどの構成部分に「文化意義」を認めるのか、その特定が「個性的」「恣意的」でなく、「科学的」すなわち「一般的・抽象的・論理的」であり得るための条件は何かは、ウェーバー

46 *Ebenda*, S. 13.

47 富永・立野訳「社会科学と社会政策にかかわる認識の『客観性』」（岩波文庫、2001）、pp. 111-112.

にとってきわめて重要なポイントだった。ウェーバーがフォン・クリースが提起しラートブルフが解説する「適合的原因構成」という概念に注目したのは当然のことである。「理念型」形成史は本稿の目的ではないので、これ以上の深入りはしないが、「理念型」をウェーバー独特のものとせず、時代の方法論的議論の共有の成果であると考えられることも可能であろうと思う。概念の共有化は科学の方法論構築の本質の一つである。

ウェーバーのラートブルフへの言及は、チェプロフ、キスチャコフスキーの場合と同じで、「文化科学の論理学」論文の注にある。

「法的諸問題にフォン・クリースの理論を利用することに対しては、ラートブルフ（『適合的原因構成論』、『リスト・ゼミナル論集』第三部第一巻——彼における、その分野の最も重要な文献）がこれまでで最も深く突っ込んだ批判を行っている。彼が行った『適合的原因構成』概念の原理的分析に対しては、先ずこの理論をできるだけ単純な（ゆえに、すぐに明らかになるであろうように、単に一時的なもので、決定的なものではない）定式で述べてから、考察してもいいであろう」⁴⁸

下線を施した部分の「この理論」が少し曖昧である。ふつうに読めば、フォン・クリースの「適合的原因構成」に関する理論を指すだろう。それについてウェーバー自身が「できるだけ単純な」定式化を試みてから、ラートブルフの批判の検討をしたいといっているようである。問題は、それがウェーバーの著作のどの部分に当たるのかが、すぐには思い当たらないことである。その定式が「単に一時的なもので、決定的なものではない」というのも、文字どおりの意味なのか、方法論的定式の一般的特徴を述べたものなのか、よく分からない。いずれも私にとっては宿題である。

5. 翻訳について

ウェーバーの方法論をもっぱらウェーバー自身のテキストの内在分析から解明しようとする私のこれまでの試みは成功しなかった。その理由の一つは、上で述べた「方法論的議論の共有性」にあるだろう、というのが現時点での私の感想である。その意味で、フォン・クリース論文の翻訳作業は私にとって必要不可欠の「迂路」である。この趣旨から当然予想されると思うが、私たちの翻訳は「正確に理解すること」を第一義として、「読みやすいこと」には多くの注意を払っていない。読者は随所でいわば「砂を噛む」思いをされることだろうが、ご海容を願う。論理こそすべてであるから。（なお、翻訳中の注釈はすべて「原注」であって、訳注は付していない。）

48 M. Weber, *Gesammelte Aufsätze zur Wissenschaftslehre*, S. 269.

訳語について。フォン・クリースの使う用語の多くが法哲学（特に刑法学）の分野に由来することから、この翻訳においても、日本の刑法学において標準的とされている訳語を可能な限り尊重した。例えば、„Tatbestand“には「構成要件」という画期的な名訳がある⁴⁹。科学の対象は具体的な事実そのものではなく、「諸要件から構成されたもの」であるという考え方をフォン・クリースが駆使していることを、この訳語は十分に表現することができる。

「適合的原因構成」(adäquate Verursachung)は最も悩ましいもの。すでに述べたように、定着しているらしい「相当因果関係」は私の理解を越えているので、採用する勇気がなかった。私たちの第一感「適合的原因」であったが、ドイツ語テキストの p. 195に „Ursache, Verursachung, causaler Zusammenhang u. dgl.“ (翻訳 p. 10「原因、原因構成、因果連関等々)とあって、少し困った。今回は仮に「原因構成」としてみた。上の「構成要件」と同様に、原因を「構成されたもの」とみなす視点が重要であることを表現できると思うからである。もちろん、(ウェーバーの表現を借りれば)「単に一時的なもので、決定的なものではない」。

フォン・クリースの論理にとって重要な役割を演じている「一般的」「一般化」等々は „generell“ „Generalisierung“ 等々の訳。これに対して、「普遍的」「普遍化された」等々は „allgemein“ „verallgemeinert“ 等々の訳である。実際のところ、「一般的」と「普遍的」に意味の決定的違いはないと思うが、フォン・クリースが何らかの使い分けをしているのなら、訳し分けておく意味はあるかもしれない。いずれにせよ、「一般化」が人間の思考の重要な機能であることを強調したいとき、フォン・クリースは（「普遍化」ではなく）「一般化」と述べるように思われる。

„nomologisch“ にさまざまな訳語が提案されていて、そのいずれにも賛成しかねることを以前私は論じた⁵⁰。今回はこれを「ノモ斯的」としたが、今回は「ノモス論的」とした。フォン・クリースは「確率論の原理」の中で、これについてこう述べている。

「現実の認識は、我々が二つの本質的に異なる部分に区別することができる課題である。一方で、我々は、個々の事物がその状態を変化させたり、その状態を維持したり、互いに作用し合ったりするときの、そしてすべての生起の経過がそれに従って起きるところの法則を探求しなければならない。これはまた、存在している事物に固有の属性の探求と呼ぶこともできる。もしこの点において我々の知識が完璧であっても、もし我々が事物の現実の行動についてある一定の、より広い知識を持っていないならば、それは我々には役に立たないであろう。このことは、そこからさまざまな変化がその法則によって特定されたやり方で流れ出てくると想像されるところの出発点を我々に指示するものでなければなるまい」⁵¹ (強調原文)

49 小野清一郎「犯罪構成要件の理論」(有斐閣、1954)。

50 山田吉二郎「マックス・ウェーバーの方法論(2)——『因果帰属』と『ノモ斯的知識』——」、北海道大学、「国際広報メディア・観光学ジャーナル」第7号、2008、pp. 99-118。

51 *Die Prinzipien der Wahrscheinlichkeits-Rechnung*, S. 85.

すでに触れたように、対象の認識を「異なる部分に区別すること」（要素への分解）は新カント派の方法論の基礎であって、フォン・クリースの方法論もそれに則っている。一方は「法則の探究」「事物の固有の属性の探究」であり、他方は「事物の現実の行動」「変化がその法則によって特定されたやり方で流れ出てくるところの出発点」を指示するものである。

「私は、これら二つの種類の特定について十分に簡潔で特徴的な表現を文献の中にみつけられなかったので、それらをノモス論的および存在論的と呼んでおきたい」⁵²（強調原文）

これによると、現在多くの人々が使用している「ノモス論的」「存在論的」の対比はフォン・クリースの創意によるものということになる。（私が今回の訳で「ノモス論的」と「論」の一字を加えたのは、「存在論的」と合わせただけのことである。こうしてみると、従来の訳語では「法則論的」が一番正確だったようである。）「存在論的」知識が比較的理解しやすい概念であるのに対して、「ノモス論的」知識が分かりづらいのは、単に「自然法則」「生起の法則」の知識のみならず、「生活の規則」といったものを包括的に含んでいるからである。残念ながら、フォン・クリースの（あるいはウェーバーの）「ノモス論的知識」の内包については、私は今回も論じることができなかった。これも、次回（以降）の宿題とさせていただきます。

《追記》

私たちのフォン・クリース訳は「本邦初訳」ではなかった。中央大学の村井久二氏が1998年にいち早く部分訳を発表されていた（ヨハネス・フォン・クリース著「因果連関の概念について」、中央大学論集、19号、pp. 89-111）。私たちの訳では「II 原因連関という概念について」の1から6までにあたる（pp. 147-162）。村井先生の訳の存在に気づくのが遅かったので、私たちの翻訳に際して先生の訳を活用することがかなわなかった。村井訳も、私たちの訳と同様に、正確であることを第一義とした良心的な翻訳である。両者に解釈の異なる個所がいくつかあるが、それはテキストが難解なので、当然のことである。多くの方々の解釈を積み重ねて、「より正確な」訳に近づくことを願っている。

(2010年7月2日原稿受理)

52 *Ebenda*, S. 86.

《SUMMARY》

Johannes von Kries,
„Über den Begriff der objektiven Möglichkeit
und einige Anwendungen desselben“
— A Japanese Translation

Kichijiro YAMADA
Yutaka EGUCHI

Max Weber and Johannes von Kries
— a Period of Intense Methodology Discussions

In 1888 Johannes von Kries (1853-1928), a physiologist and neo-Kantian logician, published the well-known treatise “Über den Begriff der objektiven Möglichkeit und einige Anwendungen desselben” (“On the Concept of Objective Possibility and Some of its Applications”), which caused intense discussions of methodology among young social scientists: M. Weber (1864-1920), an Ukrainian jurist B. Kistiakovsky (1868-1920), a Russian statistician A. Chuprov (1874-1926), a Polish statistician L. Bortkiewicz (1868-1931) and a German jurist G. Radbruch (1878-1949).

As M. Weber wrote in his work “Kritische Studien auf dem Gebiet der kulturwissenschaftlichen Logik” (“Critical Studies in the Field of Logics of Cultural Sciences”) — specially in its footnotes —, he had carefully read the papers of the above-mentioned scholars on von Kries. It seems that Weber, as well as his younger friends, was expecting that von Kries’s original concepts (‘objective possibility,’ ‘nomological knowledge,’ ‘adequate causation,’ etc.) could be *firm bases* they were eagerly searching for new social or cultural sciences.

J. von Kries’s important and difficult work will provide knowledge of the indispensable context in which M. Weber and his contemporaries had made up their own methodologies.